

第一次宇和島市総合計画

宇和島新時代への道

自立・共生・協働のまち

“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現を目指して

後期基本計画

平成25年3月

宇和島市

ごあいさつ

現在の第一次宇和島市総合計画は、平成17年8月の旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町、旧津島町の4市町合併時に策定された新市建設計画に基づき、市民全員の力を結集するための参画・協働の総合指針として、また地方分権時代にふさわしい自立したまちを創造し、経営していくための地域経営の総合指針として、平成20年に策定されたものです。「自立・共生・協働のまち“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現を目指して」を将来像と定め、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間として、本市ならではの魅力を最大限に生かした“宇和島らしい”まちづくりに取り組んでまいりました。



計画策定から5年が経過し、この間、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生をはじめ、少子高齢化の急速な進行、産業・経済の低迷、地方分権の進展など、社会・経済情勢は大きく変化し、地方自治体や地域の果たす役割はますます大きく、重要になってきています。

そのような中、本市においては平成24年3月の松山自動車道の宇和島延伸や、津島道路岩松～愛南町（柏）間の事業化決定など、高速交通体系が着実に形成されつつあります。しかし、その一方、農林水産業をはじめとする産業の振興と雇用の確保、少子高齢化に対応した保健・医療・福祉体制の充実などに加え、太陽光・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入による環境負荷の少ない持続可能な社会づくり、社会資本ストックの老朽化への適切な対応、質の高い暮らしの確保と利便性の高い市民サービスの提供のためのICT環境の充実、さらには、南海・東南海地震の発生予測を踏まえたあらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりなどが新たな課題となってまいりました。

こうした内外の動向に的確に対応し、これらの諸課題に取り組むため、今後5年間の宇和島市のまちづくりの指針として、ここに「第一次宇和島市総合計画後期基本計画」を策定しました。

わたしたちの住む宇和島市は、風光明媚な宇和海をはじめとした豊かな自然環境や、先人たちが築き上げてきた歴史や文化など、素晴らしい地域資源に恵まれています。これらを大切に受け継ぎ、地域特性を生かしたまちづくりを積極的に推し進めながら、新たな魅力やにぎわい、やさしさあふれるまちを創り出していく、四国西南地域の中核都市、ひいては地方分権時代の先駆者となるよう市民サービスの充実と安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

今後とも、計画の推進に対し、市民の皆様をはじめ、関係機関のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月

宇和島市長 石橋 寛久

目次

第1部	総論	1
第1章	第一次宇和島市総合計画後期基本計画とは	2
1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の役割	3
3	計画の構成と期間	4
第2章	宇和島市の将来像	5
1	目指す将来像とまちづくりの姿勢	5
2	計画の体系	8
3	人口の目標	10
第3章	重点プログラム	11
第4章	踏まえるべき市民ニーズと新たな時代潮流	14
1	市民ニーズの動向	15
2	新たな時代潮流	19
第2部	後期基本計画	23
第1章	活力あふれる産業が展開するうわじま	24
1 - 1	農林業の振興	24
1 - 2	水産業の振興	30
1 - 3	商業の振興	35
1 - 4	工業の振興と新産業の開発	38
1 - 5	観光の振興	40
1 - 6	雇用対策と勤労者福祉の充実	43
第2章	だれもが健康で安心して暮らせるうわじま	45
2 - 1	健康づくり・医療体制の充実	45
2 - 2	地域福祉の充実	51
2 - 3	子育て支援の充実	54
2 - 4	高齢者支援の充実	58
2 - 5	障がい者支援の充実	62
2 - 6	社会保障の充実	66

第3章	自然と共生する快適・安全なうわじま	69
3 - 1	環境自治体の形成	69
3 - 2	水道の整備	73
3 - 3	下水道の整備	76
3 - 4	廃棄物処理体制の充実	79
3 - 5	墓地・斎場の整備	81
3 - 6	公園の整備と緑化の推進	82
3 - 7	消防・防災体制の充実	84
3 - 8	交通安全・防犯体制の充実	88
3 - 9	消費者対策の充実	91
第4章	人々が集う魅力ある便利で安全なうわじま	93
4 - 1	計画的な土地利用の推進	93
4 - 2	市街地の整備	96
4 - 3	景観の形成	98
4 - 4	住宅施策の推進	100
4 - 5	道路・交通網、港湾の整備	103
4 - 6	情報化の推進	109
第5章	新時代を拓き生き抜く人材を育成するうわじま	112
5 - 1	学校教育の充実	112
5 - 2	生涯学習の充実	117
5 - 3	スポーツの振興	121
5 - 4	文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用	125
5 - 5	青少年の健全育成	128
5 - 6	国際化・地域間交流の推進	131
第6章	市民と共に歩むうわじま	134
6 - 1	人権尊重社会の確立	134
6 - 2	男女共同参画社会の形成	137
6 - 3	コミュニティの育成	139
6 - 4	市民と行政との協働体制の確立	141
6 - 5	自立した公共経営の推進	144
資料		149
	第一次宇和島市総合計画後期基本計画策定体系図	150
	第一次宇和島市総合計画後期基本計画策定経過	151

第 1 部 総論

第1章 第一次宇和島市総合計画後期基本計画とは

1 計画策定の背景と目的

わたしたちのまち宇和島市は、愛媛県の西南部に位置するまちで、平成17年8月1日に、旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町、旧津島町の4市町の合併によって誕生しました。

本市では、特色ある農林水産業のまちとしての歩みや多様な都市機能が集積する広域的な拠点のまちとしての位置づけをはじめ、本市ならではの魅力を最大限に生かした“宇和島らしい”まちづくりを進めるため、平成19年度に、基本構想（平成20年度～平成29年度）と前期基本計画（平成20年度～平成24年度）からなる第一次宇和島市総合計画「宇和島新時代への道」を策定しました。

本計画の基本構想では、目指す将来像を「自立・共生・協働のまち～“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現を目指して～」と定めるとともに、前期基本計画では、これを実現するための施策や事業を体系的に定め、これまで市民とともにさまざまな取り組みを推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この間、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生をはじめ、少子高齢化の急速な進行、地方産業・経済の低迷、地方分権の進展など、社会・経済情勢は大きく変化してきています。

また、市内においては、農林水産業をはじめとする産業の振興とこれに伴う雇用の場の充実、少子高齢化に対応した保健・医療・福祉体制の充実を望む声がさらに強まっています。

こうした内外の動向に的確に対応し、次代に誇りを持ってつないでいく宇和島市を市民全員の力を結集してつくり上げていくため、前期基本計画の計画期間が終了することを機に、後期5年間（平成25年度～平成29年度）のまちづくりの指針として、ここに「第一次宇和島市総合計画後期基本計画」を策定します。

2 計画の役割

「総合計画」とは、すべての行政活動の基本となる自治体の最上位計画です。

この第一次宇和島市総合計画後期基本計画は、こうした市の最上位計画としての位置づけを踏まえ、第一次宇和島市総合計画基本構想に基づき、後期5年間で行う取り組みを内外に示すものであり、次のような役割を持ちます。

宇和島市民みんなの力を結集するための 「市民参画・協働の総合指針」

本計画は、宇和島市民に対し、今後のまちづくりの方向性や必要な施策をわかりやすく示し、子どもから高齢者まで、すべての市民の参画と協働を促し、みんなの力を結集した新たなまちづくりを進めるための市民参画・協働の総合指針です。

自立した宇和島市を創造・経営していくための 「地域経営の総合指針」

本計画は、宇和島市行政にとっては、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント：民間経営理念・手法を導入した新公共経営）の視点に立ち、地方分権時代にふさわしい自立したまちを創造し、持続的に経営していくための地域経営の総合指針です。

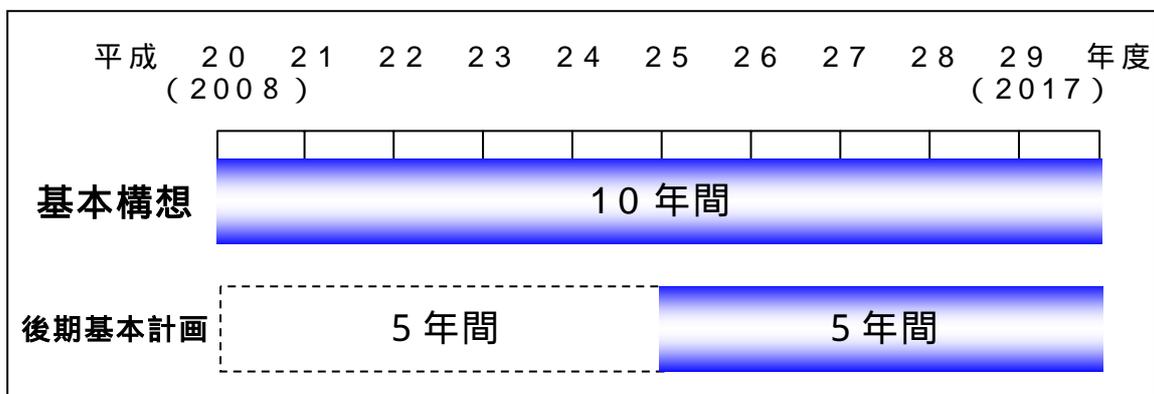
国・愛媛県・周辺自治体、そして全国に向けた 「わがまち宇和島市の主張」

本計画は、国や愛媛県、周辺自治体に対しては、わがまち宇和島市の主張を示すものとして位置づけ、必要な施策を調整・反映させていく連携のいしずえとなるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していくものです。

3 計画の構成と期間

この第一次宇和島市総合計画後期基本計画は、基本構想（平成20年度～平成29年度）で定めた目指す将来像や政策目標、施策の大綱等に基づき、また、前期基本計画の達成状況や直近の市民ニーズの動向、新たな時代潮流等を踏まえ、今後推進する施策の内容や主要事業、具体的な数値による成果指標等を示したものです。

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。



第2章 宇和島市の将来像

1 目指す将来像とまちづくりの姿勢

目指す将来像とまちづくりの姿勢は、第一次宇和島市総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおりとします。

目指す将来像

自立・共生・協働のまち

“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”
の実現を目指して

自立・共生・協働

現在、地方分権の進展、地方産業・経済をめぐる環境の深刻化、少子高齢化・人口減少など、宇和島市を取り巻く情勢は、これまでにないスピードで大きく変化しています。今後もより一層厳しさを増すことが予想され、多様化・高度化する市民ニーズに対し、すべてを市において対応することは現実的に困難になってきています。これからは今まで以上に一人ひとりの市民を出発点として、より身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、地域、市、県、国とより大きな単位にゆだねていくという観点（補完性の原則）に立ち、宇和島市にとって、今、本当に必要なことは何かということを見極める必要があります。そして、市と市民をはじめとする地域のさまざまな主体とが「協働」の理念のもと、市の現状を正しく認識した上で、お互いに協力してまち

づくりに取り組むことにより、真に「自立」した地域経営を進めていく必要があります。

このような考え方にに基づき、先人たちが取り組んできたように自然と「共生」し、地域特性を生かしたまちづくりを進めていけば、新たな魅力やにぎわい、そしてやさしさあふれるまちを創り出していくことができ、子どもたちに希望ある未来を手渡すことができるのではないのでしょうか。

人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市

「人と交わり」は、市民一人ひとりの活動がまちづくりの基本であることを示し、「緑と話し、海と語らう」は、“父なる大地と話す”中から自然に感謝して暮らす営みを学び、心豊かな子どもが育ち、“母なる海との語らい”から思いやりが芽生え、支え合う福祉が生まれるという考え方を掲げ、「きらめき空間」は、自然あふれる生活空間、個性的な文化が融合して雅を演出する空間、一人ひとりの笑顔がきらめく空間など、さまざまな空間が形成された都市像を表現しています。さらにサブタイトル全体で、郷土に誇りを持った人々が、農林水産業を守り育てるとともに商工業と連携し、先進性と創造力をさらに強力に発揮することで、四国西南地域の中核都市、ひいては地方分権時代の先駆者となることをうたっています。

まちづくりの姿勢

「宇和島らしさ」を追求します

本市ならではの特性・資源を最大限に生かし、農林水産業を柱とした産業をはじめ、健康福祉環境や生活環境、都市基盤、教育文化、人材、さらにはまちづくりの仕組みに至るまで、多様な「宇和島らしさ」を創造・追求・発信し、全国・世界に誇りうるまちづくりを進めます。

振興

農林水産業資源を生かした食産業拠点の形成、これを柱とした“宇和島産業”の復権と創造、雇用の場の創出

やさしさ

市立宇和島病院を核とした医療体制の充実、支え合いの精神に基づく保健・福祉・介護・子育て環境の充実

環境

雄大で美しい自然と共生する特色ある環境自治体の形成、南海・東南海地震への備えをはじめとする総合的な危機管理体制の確立

都市機能

四国横断自動車道の整備を生かした広域的な拠点のまちとしての都市機能の強化

教育文化

新時代を拓き生き抜く「宇和島人」の育成、伊達家ゆかりの文化遺産等を生かした歴史文化の薫り高いまちづくり

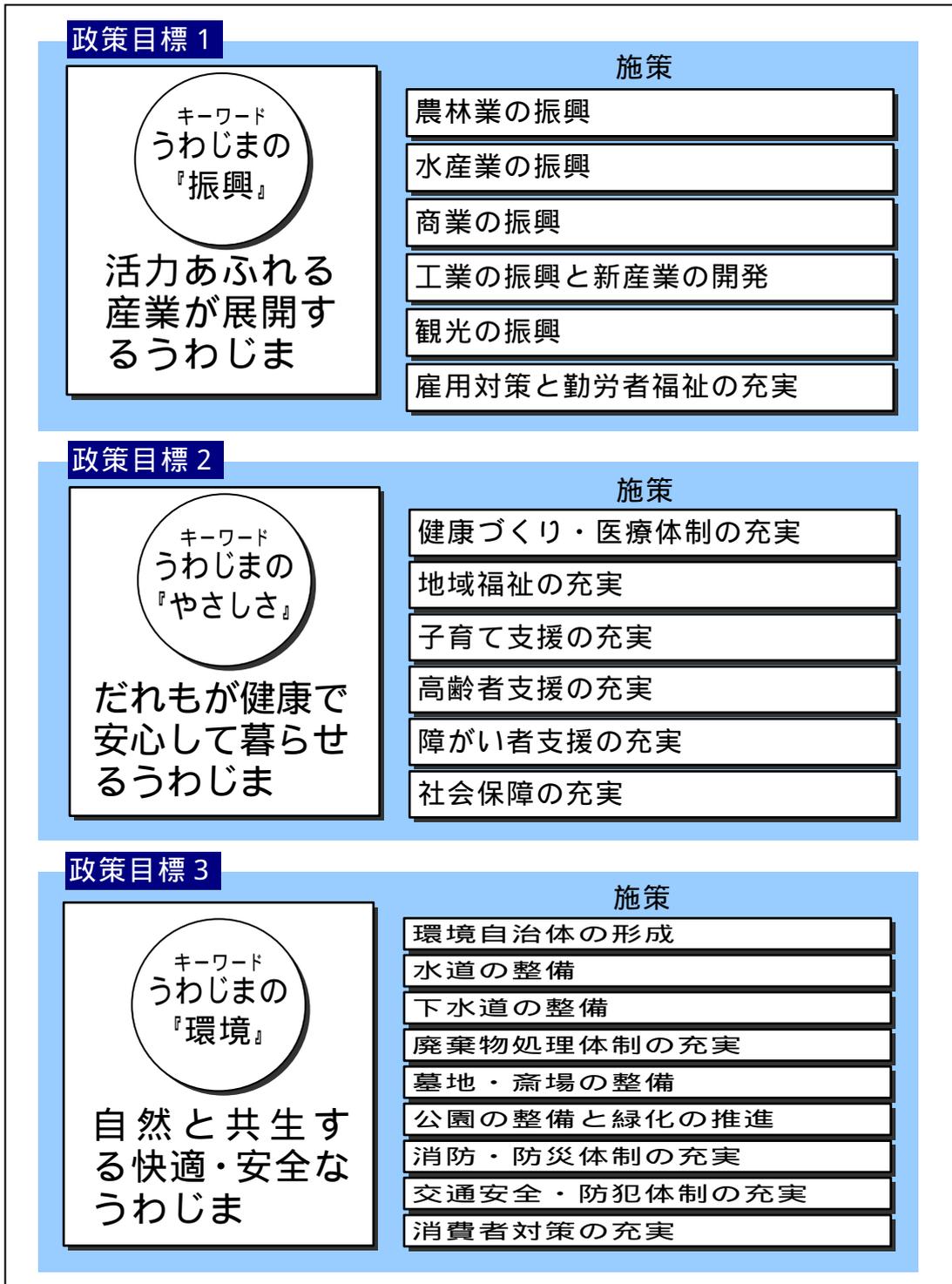
協働

市民活動の活発な地域性を生かした市民と行政との協働のまちづくり、住民自治の仕組みづくり

2 計画の体系

計画の体系についても、第一次宇和島市総合計画基本構想に基づき、引き続き次のとおりとし、総合的、計画的に施策を展開します。

計画の体系



政策目標 4



人々が集う魅力
ある便利で安全
なうわじま

施策

計画的な土地利用の推進

市街地の整備

景観の形成

住宅施策の推進

道路・交通網、港湾の整備

情報化の推進

政策目標 5



新時代を拓き生
き抜く人材を育
成するうわじま

施策

学校教育の充実

生涯学習の充実

スポーツの振興

文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用

青少年の健全育成

国際化・地域間交流の推進

政策目標 6



市民と共に歩
むうわじま

施策

人権尊重社会の確立

男女共同参画社会の形成

コミュニティの育成

市民と行政との協働体制の確立

自立した公共経営の推進

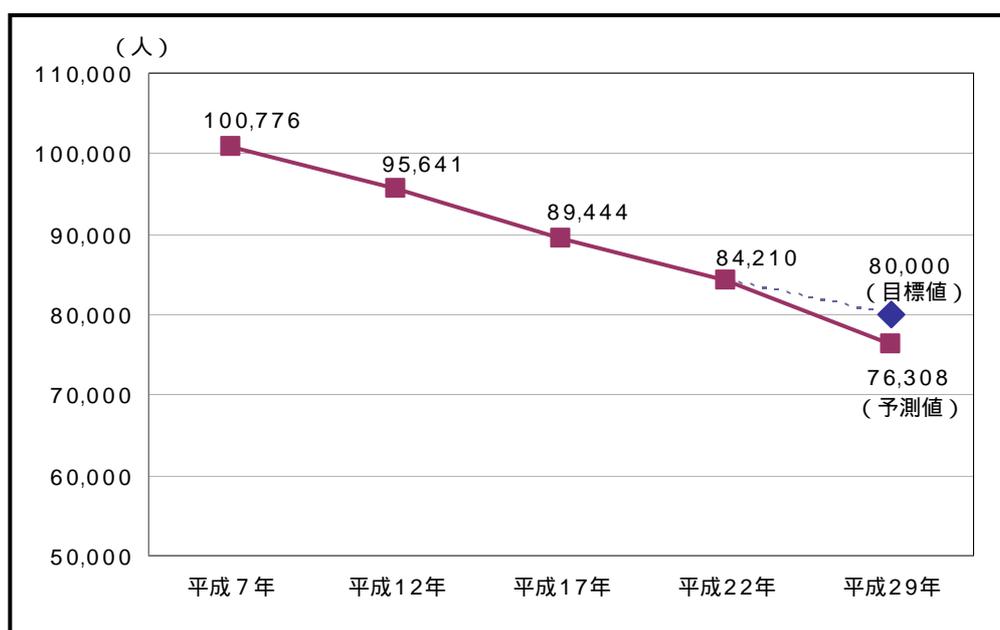
3 人口の目標

国勢調査の結果から本市のこれまでの人口推移をみると、平成12年95,641人、平成17年89,444人、平成22年84,210人と、一貫して減少傾向にあります。

これら直近の人口推移に基づき、人口予測を行った結果、74,000人～76,000人と予測されました。

しかし、本市の将来を展望すると、四国西南地域の中核都市として、産業の振興や企業誘致をはじめ、定住人口の確保に向けた取り組みを政策的に進めることにより、予測値を上回る人口を確保することを目標にすべきであると考えられ、平成29年度の総人口の目標を、第一次宇和島市総合計画基本構想に基づき、引き続き80,000人とします。

人口の目標



注)平成7年～平成22年は実績値。予測値は、複数の予測結果の中から、トレンド法(最小二乗法による傾向線へのあてはめ)による直線式の予測値を掲載。

第3章 重点プログラム

第一次宇和島市総合計画基本構想では、限られた経営資源の有効活用、“選択と集中”の観点から、まちづくりにおいて特に重点的に推進する取り組みを「重点プログラム」として位置づけています。

後期基本計画においても、これらの「重点プログラム」に関する取り組みを計画の中に盛り込み、積極的に推進していくこととします。

重点テーマ

[最重点] 農林水産業を柱とした産業・経済の活性化と雇用の場の創出
 [重点] 少子高齢化に対応した保健・医療・福祉・子育て環境の充実
 [重点] 優れた自然・歴史を生かした定住・移住を促す環境・景観づくり



重点プログラム

重点プログラム1 [最重点]

食の郷^{くに}うわじま！食産業拠点形成プログラム

重点プログラム2 [最重点]

きさいやうわじま！体験型観光振興プログラム

重点プログラム3 [最重点]

うわじまで働く！雇用創造プログラム

重点プログラム4

生涯安心！地域医療体制充実プログラム

重点プログラム5

子どもいきいき！子育て支援充実プログラム

重点プログラム6

きらめく宇和海！環境自治体形成プログラム

重点プログラム7

うわじまロマン！歴史景観保全・創造プログラム

重点プログラム1 [最重要]

食の郷^{くに}うわじま！食産業拠点形成プログラム

産業・経済の衰退に対し、まちづくりの柱となる農林水産業の振興を図り、産業全体の活性化につなげていくため、地域の特性と資源を最大限に生かし、世界に誇りうる四国西南の食産業拠点の形成に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点プログラム2 [最重要]

きさいやうわじま！体験型観光振興プログラム

定住・交流人口の減少に対応し、交流人口の増加と、交流から定住への展開を図るため、農林水産資源や自然資源、歴史資源、闘牛や牛鬼、祭りをはじめとする多彩な観光・交流資源を最大限に生かし、体験型の観光機能の強化に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点プログラム3 [最重要]

うわじまで働く！雇用創造プログラム

厳しい雇用情勢に対応し、一人でも多くの雇用の確保に向け、重点プログラム1・2の積極的推進に加え、雇用の場の創造、雇用機会の拡大につながる取り組みを重点的に進めます。

重点プログラム4

生涯安心！地域医療体制充実プログラム

高齢化の急速な進行等を背景に医療ニーズがますます高度化、複雑多様化していく中で、すべての市民が生涯を通じて安心して暮らせるよう、市立宇和島病院を核とした地域医療体制の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点プログラム5

子どもいきいき！子育て支援充実プログラム

急速に進む少子化に対応し、本市の“宝”である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育成されるよう、地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを重点的に進めます。

重点プログラム6

きらめく宇和海！環境自治体形成プログラム

地球温暖化や廃棄物問題の解決、水環境の保全に向けた総合的な施策に取り組むとともに、環境汚染という負の財産を将来世代に残さず、持続可能な社会をつかっていく「環境自治体うわじま」づくりに向けた取り組みを重点的に進めます。

重点プログラム7

うわじまロマン！歴史景観保全・創造プログラム

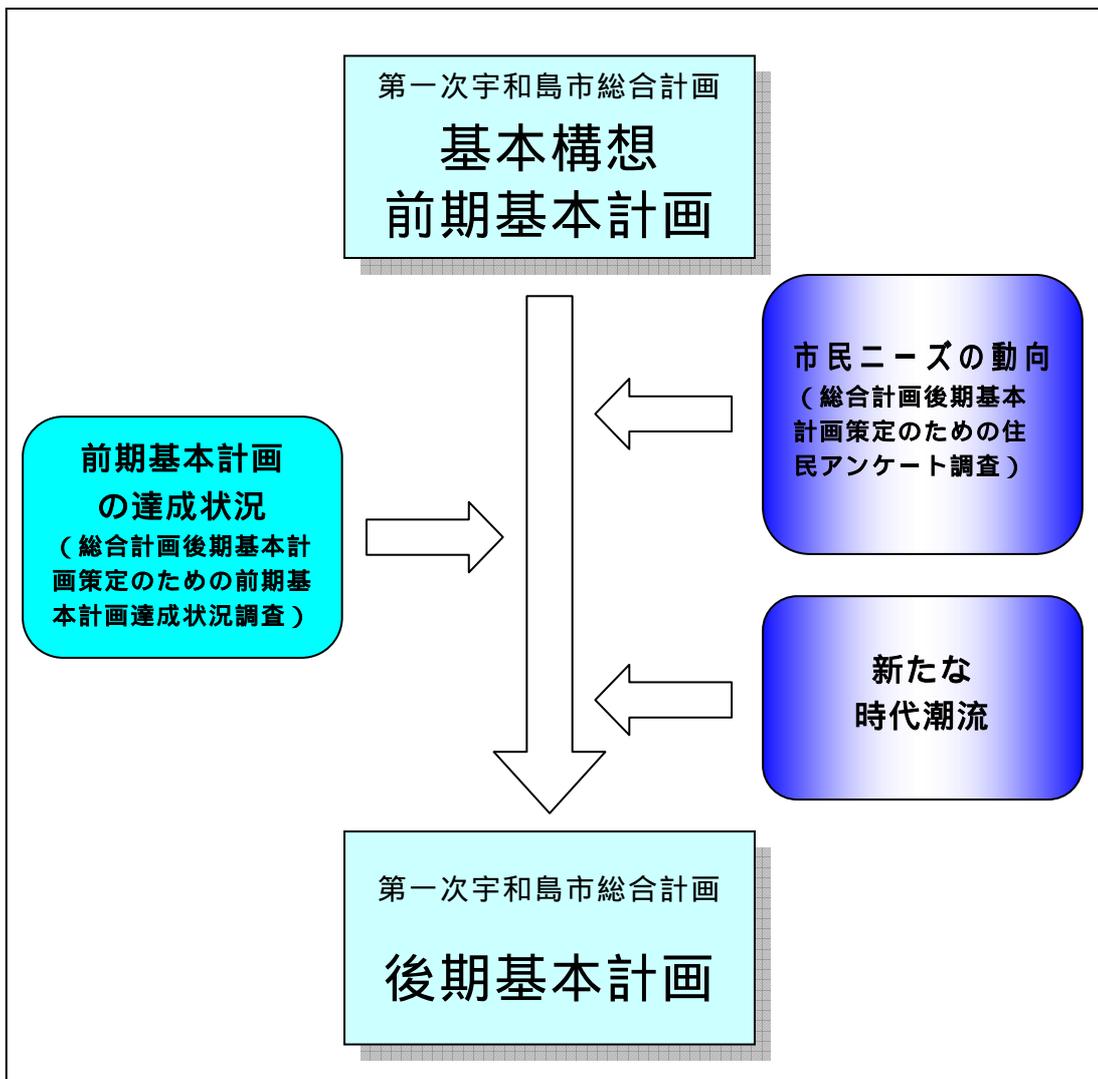
市民の郷土愛や誇りの醸成、歴史文化の継承、地域の活性化、観光の振興を見据え、宇和島らしい歴史ロマンあふれる美しい景観づくりに向けた取り組みを重点的に進めます。

第4章 踏まえるべき市民ニーズと新たな時代潮流

本計画の策定と推進にあたっては、第一次宇和島市総合計画基本構想に基づくこと、前期基本計画の達成状況を踏まえることはいうまでもありませんが、それに加え、直近の市民ニーズの動向と時代潮流を十分に踏まえ、新たな視点を取り入れていくことが必要です。

そこで、本計画において踏まえるべき市民ニーズの動向と代表的な時代潮流をまとめると、次のとおりです。

後期基本計画において踏まえるべき要素



1 市民ニーズの動向

本市では、本計画の策定にあたり、市民の意見や意識を反映させるため、「住民アンケート調査」を行いました。その結果の中から、新たなまちづくりを進めるにあたって特に踏まえるべき代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

なお、本調査は、平成24年6月～7月に、20歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、郵送法によって実施したもので、有効回収数1,448、有効回収率48.3%となっています。

(1) これからのまちづくりで重視すべき分野

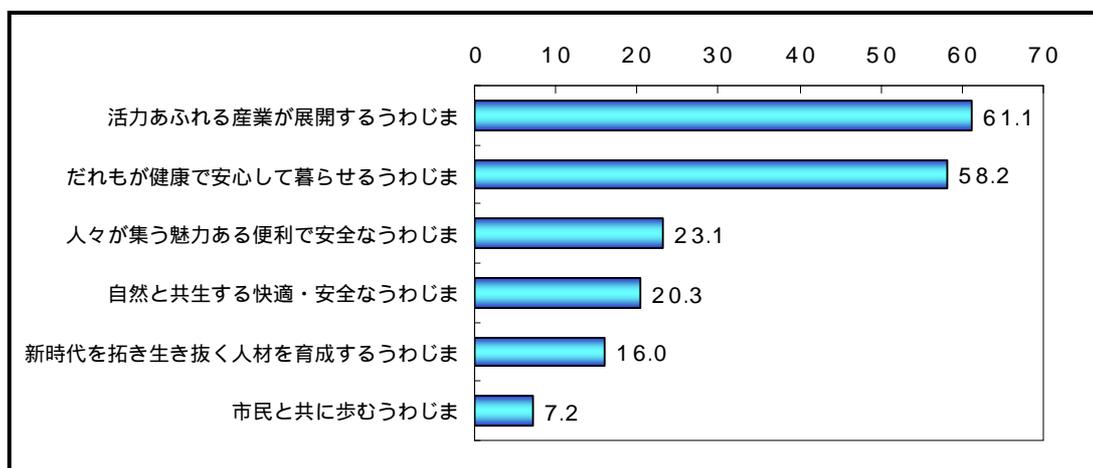
産業分野と保健・医療・福祉分野に回答が集中。

これからのまちづくりで重視すべき分野について、第一次宇和島市総合計画の6つの政策目標の中から選んでもらったところ、「活力あふれる産業が展開するうわじま」と「だれもが健康で安心して暮らせるうわじま」が第1・2位を占め、これらは他を大きく引き離しており、産業分野と保健・医療・福祉分野に市民の関心が集まっていることがうかがえます。

今後のまちづくりにおいては、これらの市民意識を勘案しながら、各種施策を推進していくこととします。

これからのまちづくりで重視すべき分野（複数回答）

（単位：％）



(2) まちづくりで力を入れるべき施策

「雇用対策と勤労者福祉の充実」が第1位。次いで「水産業の振興」、「高齢者支援の充実」、「社会保障の充実」、「健康づくり・医療体制の充実」、「農林業の振興」などの順。

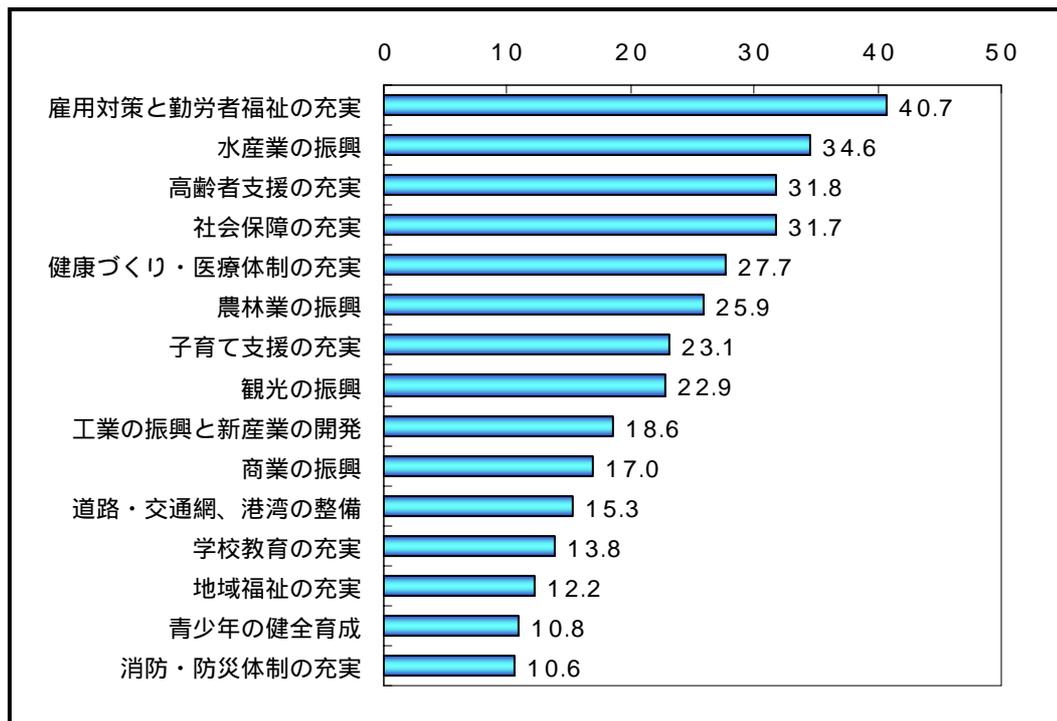
今後特に力を入れるべき施策については、「雇用対策と勤労者福祉の充実」が第1位にあげられ、次いで「水産業の振興」、「高齢者支援の充実」、「社会保障の充実」、「健康づくり・医療体制の充実」、「農林業の振興」、「子育て支援の充実」、「観光の振興」、「工業の振興と新産業の開発」、「商業の振興」などと続いています。

これら上位項目をみると、前問の結果を裏づけるように、農林水産業をはじめとする各産業の振興とこれに伴う雇用の場の充実、そして少子高齢化に対応した保健・医療・福祉体制の充実が強く望まれていることがうかがえます。

今後のまちづくりにおいては、こうした重点要望を十分に踏まえながら、各種施策を推進していくこととします。

まちづくりで力を入れるべき施策（複数回答・上位15位）

（単位：％）



(3) 市の各環境に対する市民の満足度

満足度が最も高いのは「水道の整備状況」。次いで「自然環境の豊かさ」、「ごみ処理・リサイクルの状況」の順。

満足度が最も低いのは「商業環境」。次いで「雇用・就労対策」、「地場産業の振興や企業誘致」の順。

市の各環境に対する市民の満足度を把握するため、第一次宇和島市総合計画に基づく6分野41項目について、項目ごとに市民に評価してもらい、点数化しました。

その結果、満足度が最も高い項目は「水道の整備状況」で、次いで第2位が「自然環境の豊かさ」、第3位が「ごみ処理・リサイクルの状況」、続いて「保健サービス」、「墓地・斎場の整備状況」などの順となっています。

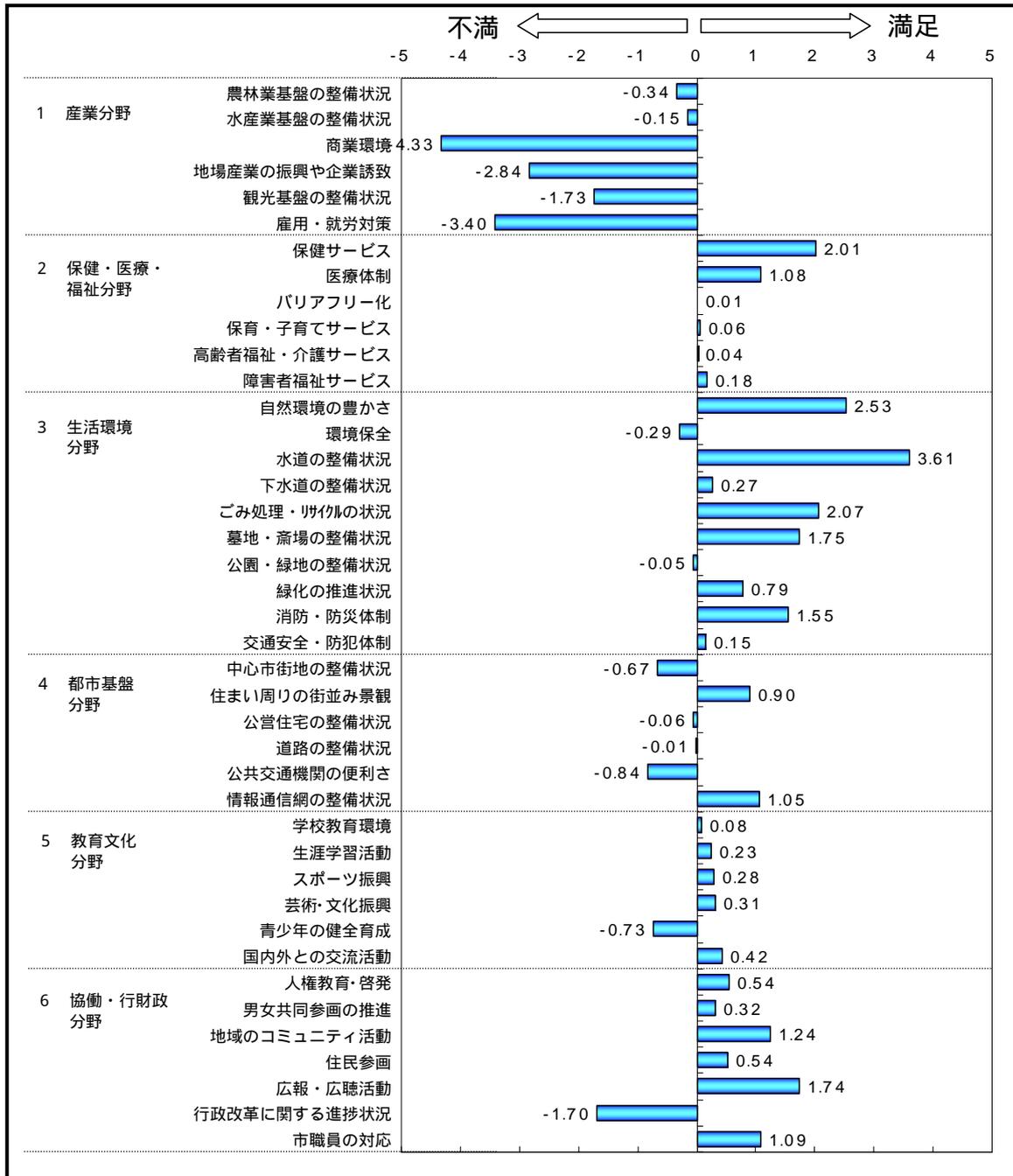
一方、満足度が最も低い項目は「商業環境」で、第2位が「雇用・就労対策」、第3位が「地場産業の振興や企業誘致」、続いて「観光基盤の整備状況」、「行政改革に関する進捗状況」などの順となっています。

全体的にみると、生活環境分野をはじめ、保健・医療・福祉分野、協働・行財政分野の満足度が比較的高く、産業分野の満足度が低くなっています。

今後のまちづくりにおいては、これら各環境の満足度を総合的に勘案しながら、各種施策を推進していくこととします。

市の各環境に対する市民の満足度

(単位：評価点)



2 新たな時代潮流

基本構想・前期基本計画策定後およそ5年が経過しましたが、この間、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。後期基本計画の策定と推進にあたって、踏まえるべき代表的な時代潮流は、次のとおりです。

時代潮流 1

地方分権の進展、「新しい公共」の時代の到来

わが国では、国と地方との関係を見直し、地域のことは地域が決める地方分権への転換が進んでいます。

このような中、これからの自治体には、住民との協働を基本に、自らの地域の未来を主体的に考え、責任を持って行動していく力が一層強く求められます。

このため、今後のまちづくりにおいては、市民と行政との協働のまちづくり、市民団体やNPO（民間非営利組織）、民間企業等の多様な主体が共に担う「新しい公共」の形成を進めるとともに、自治体経営の効率化をさらに進め、自立力を強化していく視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流 2

東日本大震災の発生、安全・安心への意識の高まり

東日本大震災が発生し、地域の防災・減災体制や原子力施設の安全性に関する人々の意識が急速に高まっています。

また、子どもを巻き込む凶悪犯罪の発生や悪質商法によるトラブルの増加、国境を越えた感染症の発生、食の安全・安心に関するさまざまな問題の発生、さらには身近な医療・福祉体制への関心の高まりなどを背景に、安全に安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、今後のまちづくりにおいては、南海・東南海地震に備えた防災・減災体制の一層の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流 3

支え合い助け合うコミュニティの重要性の高まり

高齢者等の孤立死や所在不明問題、限界集落（50%以上が65歳以上になり、社会的共同生活が困難になった集落）の増加が社会問題になるなど、全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。

これまでも、地域のさまざまな課題に対応するため、本来地域が持っていた、地域自らで解決する機能や支え合い助け合う機能の再生が求められてきましたが、東日本大震災の発生等により、地域における自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が一層注目され、コミュニティの活性化が強く求められています。

このため、今後のまちづくりにおいては、あらゆる分野において、人と人とが支え合い助け合う地域づくり、コミュニティ機能の強化の視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流 4

地球規模での環境・エネルギーへの関心の高まり

地球温暖化がさらに深刻化し、異常気象の発生や海水面の上昇、自然生態系の変化など、大きな問題を引き起こし、世界的な脅威となっています。こうした地球環境問題から、公害等の身近な地域の環境問題の発生、そして東日本大震災に伴う原子力事故の発生等を背景に、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が一層高まってきています。

このため、今後のまちづくりにおいては、自然環境の保全や廃棄物の減量化・リサイクル、再生可能エネルギーの導入をはじめ、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流 5

少子高齢化の急速な進行

わが国では、出生数の減少と出生率の低下に歯止めがかからず、少子化がさらに深刻化しており、これに伴い、総人口も急速に減少してきています。また、高齢化も世界一のスピードで進んでおり、今後も、団塊の世代（第二次大戦後のベビーブーム世代）が高齢期を迎えることにより、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会が到来することが予想されています。

このため、今後のまちづくりにおいては、少子高齢化が特に急速に進みつつある状況を踏まえ、福祉体制や子育て支援体制の充実はもとより、あらゆる分野において、少子高齢化の進行に即した環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流 6

地方産業・経済の低迷

地方の産業・経済は、金融危機に端を発した世界経済危機の影響はもとより、地域間・国際間競争の激化、少子高齢化や人口減少に伴う担い手不足などを背景に、一層厳しい局面に立たされています。

古くからわが国を支えてきた農林水産業の低迷、既存商店街の衰退、事業所の規模縮小や撤退等の状況がみられ、地域全体の活力低下や、これに伴う雇用環境の悪化が大きな問題となっており、地域産業の再生が強く求められています。

このため、今後のまちづくりにおいては、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、地域産業の活性化を促す環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流 7

教育・スポーツの振興に向けた取り組みの進展

わが国では、教育をめぐるさまざまな課題を踏まえ、道徳心や自律の精神、公共の精神など、今日特に重要と考えられる事柄を定めた新たな教育基本法の施行をはじめ、関係法令の改正や教育振興基本計画の策定、さらには学習指導要領の改訂等を行い、教育の振興に向けた取り組みを進めています。

また、スポーツについても、取り巻く環境や人々の意識が大きく変化する中、新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現に向けた国家戦略としての取り組みを進めつつあります。

このため、今後のまちづくりにおいては、これらの流れに基づき、また地域資源を十分に生かしながら、特色ある教育・スポーツ行政を進めていく視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流 8

情報化・国際化の一層の進展

インターネットの普及により、いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットワークに簡単につながり、さまざまな情報を瞬時に受発信することができる環境が実現しています。

また、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、産業・経済分野だけでなく、人々の日常生活にまで国際化が進んでいます。

こうした情報化や国際化は、自治体経営や地域活性化、住民生活の質的向上に大きな役割を果たすものとして、その重要性が一層高まってきています。

このため、今後のまちづくりにおいては、情報化や国際化を地域の社会基盤としてとらえ、積極的に推進していく視点を一層取り入れていくこととします。

第2部 後期基本計画

第1章 活力あふれる産業が展開する うわじま

1 - 1 農林業の振興

施策の方針

四国西南の食産業拠点の形成を見据え、意欲ある多様な担い手の育成をはじめ、環境変化に即した多面的な振興施策を推進し、まちづくりの中核を担う農業の維持・高度化を進めるとともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、計画的な森林整備を推進します。

現状と課題

わが国では、厳しさを増す農業情勢を踏まえ、平成21年度に新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、平成32年度の食料自給率の目標を50%と設定し、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を進めていくこととし、食の安全と消費者の信頼の確保、地産地消、食育の展開、意欲ある多様な担い手の確保、農業・農村の6次産業化などを重視した取り組みが進められつつあります。

本市は、温暖な気候と傾斜地の多い地形、内陸部の盆地など独特の自然条件を生かし、古くから農業を基幹産業として発展してきました。現在、傾斜地における果樹栽培と平野部における米の生産を中心に、野菜生産や畜産などが行われ、全国有数のミカン産地として、また県下有数の美味米産地として内外に広く知られています。

しかし、果樹における消費者ニーズの多様化による消費量の減少、供給過剰、産地間競争の激化による価格の低迷、長期にわたる米の生産調整など、本市の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、農業従事者の高齢化や兼業化、担い手不足、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地の増加、野生鳥獣による農作物の被害の増大といった問題がさらに深刻化してきているほか、畜産においても高齢化等による転廃業が進んでいる状況にあり、農業生産機能はもとより、水源かん養機能や

洪水防止機能等の農業の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

また、近年、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加など関税の撤廃による貿易自由化の動きの中で、わが国の農業全体が大きな打撃を受けることが懸念されています。

このような状況の中で、本市のまちづくりの中核を担う農業を維持し、さらに発展させていくためには、生産者自らが近年の農業情勢の変化を的確に踏まえ、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境の整備を総合的に進めていく必要があります。

このため、今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実や維持・保全を進めながら、意欲ある多様な担い手の育成を進めていくとともに、生産性・品質・安全性の向上や新品種の導入・産地化の促進、ブランド化や販売方法の開拓、鳥獣被害を受けない集落づくり、さらには食の安全・安心の確保や地産地消の促進、都市住民や消費者との交流の促進など、多面的な取り組みを一体的に推進し、新たな時代の自立した農業・農村の実現と農業の持つ多面的機能の保全・活用に努める必要があります。

一方、林業は、全国的に生産活動が停滞傾向にあり、これに伴い、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全などの森林の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

本市は、森林が総面積の約7割を占めており、そのうち約7割が民有林で、スギ、ヒノキを中心とする広大な人工林が形成されています。

これらの人工林は、資源として本格的に利用可能な時期を迎えていますが、林道・作業道の整備の遅れや外材の輸入増加による価格の低迷等による生産意欲の低下、林業従事者の減少や高齢化などにより、放置された森林が増加し、森林機能の総体的な低下や、無秩序な伐採による森林の荒廃が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に管理され、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林道・作業道の整備を計画的に進めながら、森林組合を中心に合理的な森林整備を進めていく必要があります。

施策の内容

1-1-1 農業生産基盤の充実

関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

農道や用排水施設等の農業資源を維持・保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。

農業振興地域整備計画の見直しを行いながら、整備された優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、中山間地域における農業生産の維持、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携した農地パトロールの実施や指導の推進、中山間地域等直接支払制度の活用を図ります。

有害鳥獣の駆除と防止施設の設置を中心に、鳥獣被害を受けない集落づくりを支援します。

主要事業	農業資源基盤整備事業
	農業資源保全対策事業
	鳥獣害防止事業

1-1-2 担い手の育成 [最重点プログラム]

経営指導の強化や農地の流動化による利用集積等により、持続的に安定した経営が見込まれる意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、担い手が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくため、農業者戸別所得補償制度の活用を図ります。

主要事業	担い手育成事業
------	---------

1-1-3 多様な人材の育成 [最重点プログラム]

相談・指導体制の強化や研修・交流機会の提供等を通じ、後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。

女性や高齢者が能力を発揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援施策を推進します。

主要事業	担い手育成事業
------	---------

1-1-4 農産物の生産性・品質・安全性の向上 [最重点プログラム]

試験研究施設等関係機関・団体との連携による技術指導・支援体制の強化のもと、需要に応じた米の産地づくりを促進するとともに、果樹をはじめ野菜、畜産等各作目の生産性・品質・安全性の向上や一層のブランド化を促進します。

主要事業	農業構造改革対策事業
------	------------

1-1-5 特産品の開発 [最重点プログラム]

新たな品種や作目の導入・産地化を促進するほか、加工体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品の開発、6次産業化への取り組みを促します。

主要事業	農業構造改革対策事業
------	------------

1-1-6 環境にやさしい農業の促進 [重点プログラム]

家畜排泄物や廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや有機・減農薬栽培など、食の安全・安心と環境に配慮した農業を促進します。

主要事業	環境保全型農業直接支援対策
------	---------------

1-1-7 地産地消の促進と消費の拡大 [最重点プログラム]

交流拠点施設の活用等による農産物の直売体制の充実、学校給食や他の公共施設との連携、市内観光事業者や商業者との連携、食育の推進、PR活動の強化等を通じ、地産地消を促進します。

全国・世界に向けたPR活動の展開や大消費地における出展活動・イベントの開催、推奨品認定制度の活用、産・学・官連携による市場開拓と国際競争力の育成等により、市外における消費の拡大に努めます。

主要事業	ブランドづくり推進事業
------	-------------

1-1-8 都市・消費者との交流の促進 [最重点プログラム]

都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、グリーン・ツーリズム(農山村における滞在型の余暇活動)や観光農園、市民農園等の取り組みを促進します。

主要事業	地域連携システム整備事業
------	--------------

1-1-9 計画的な森林整備の推進

森林整備の効率化を図るため、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備を進めます。

地域林業の担い手として、森林組合の育成・支援に努めるとともに、これと連携し、林業従事者・後継者の育成・確保に努めます。

森林所有者の意識啓発を進めながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、機械化を促進して合理的な森林整備体制を確立し、計画的な森林施業を促進します。

主要事業	林業基盤整備事業
	森林整備事業

1-1-10 林産物の生産振興

林業経営の安定化に向け、シイタケ等の林産物の生産振興を促進します。

主要事業	林業構造改善事業
------	----------

1-1-11 森林の保全と活用 [重点プログラム]

森林の持つ多面的機能の持続的発揮、森林と水産業との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、市民との協働のもと、森林の保全及び育成を進めます。

環境教育やレクリエーションの場としての活用を進めるほか、木質ペレットなどバイオマス（生物由来の有機性資源）の利活用を進め、森林の総合的利用に努めます。

主要事業	森林整備地域活動支援交付金事業
------	-----------------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
耕作放棄地	ha	395	380
認定農業者数	人	480	500
農業者年金加入数	人	75	100
林道の整備延長	m	45,591	50,000
市の農林業基盤の整備状況に満足している市民の割合()	%	14.2	30.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

1 - 2 水産業の振興

施策の方針

四国西南の食産業拠点の形成を見据え、安全・安心でおいしい水産物を提供する新たな時代の魅力ある水産業の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に推進します。

現状と課題

わが国の水産業は、魚離れからの国内消費の落ち込み、輸入水産物の急増に伴う価格の低迷、養殖魚の餌に使用される魚粉の高騰など、多くの問題を抱えています。その一方で、食の安全性に対する消費者の関心が一層高まっており、安全・安心な水産物の提供に向けた生産・加工技術の向上、海外における高い評価を踏まえた輸出の促進など流通体制の見直しが求められています。

本市は、西部一帯に広がる恵み豊かな宇和海を生かした水産業のまちとして発展してきました。現在、51にのぼる漁港を有し、古くからの漁船漁業のほか、マダイ、ハマチなどの魚類の養殖や真珠・真珠母貝の養殖が盛んに行われており、全国有数の水産物の生産地として知られています。

本市ではこれまで、漁港や漁場の整備など生産基盤の整備、漁業経営体の育成等による経営体制の充実、安全・安心な水産物の供給支援をはじめ、本市のまちづくりの中核を担う水産業の振興に向けた多様な取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、漁業者の高齢化や水産経済の低迷等に伴い、平成8年に2,119であった漁業経営体数は、平成20年には1,239までに減少するなど、深刻な状態にあります。また、養殖漁業の漁獲高はほぼ横ばいとなっていますが、漁船漁業の漁獲高は5年前の半分程度に落ち込んでいる状況です。

このため、今後は、水産業を取り巻く情勢の変化を的確に踏まえ、漁業者、関係機関・団体、行政の意識改革及び一層の連携強化のもと、漁

業生産基盤の整備や海域の環境保全を進めながら、経営体制の強化や水産物の品質・安全性の一層の向上、新たな特産品の開発、さらには地産地消の促進や都市との交流の促進、離島漁業の再生など、多面的な振興施策を一体的に推進するとともに、宇和海沿岸6市町が推進する「宇和海水産構想」を核とした地域の産・学・官・民連携システムを構築し、新たな時代の魅力ある水産業の実現に努める必要があります。

施策の内容

1-2-1 水産基盤・漁場環境の整備

長期計画に基づき、各漁港の機能分担を図りながら、効率的な漁港整備及び適正管理を行うとともに、資源の維持・拡大に向け、養殖場の造成など漁場の整備を推進します。

生態系に配慮した海域の適切な利用と保全に向け、漂流・漂着ごみの除去をはじめ、美しい海を守り、未来に残す事業を推進します。

主要事業	水産基盤整備事業（漁港）
	水産基盤整備事業（漁場）
	漁港海岸保全事業
	漁場環境保全事業

1-2-2 経営体制の強化

漁業者個人の意識向上を目指し、専門的知識の研修・指導体制を整備し、企業的経営感覚を持つ担い手の育成、後継者及び青年・女性リーダーの育成・確保に努めます。また、組織強化として、漁業協同組合の合併促進に努めます。

漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を促すため、水産制度資金にかかる利子補給を継続して実施します。

主要事業	水産業資金利子補給事業
------	-------------

1-2-3 水産物の品質・安全性の向上 [最重点プログラム]

安全・安心でおいしい水産物を供給するため、漁場から消費者までの品質及び衛生管理の徹底を促進します。

主要事業	水産業振興事業
------	---------

1-2-4 特産品の開発 [最重点プログラム]

地域特産の有用貝類・海藻類の増養殖方法や利用方法を研究して普及を促進し、特産品としての定着に努めるとともに、これら特産品づくりを積極的に推進するため、試験研究施設の誘致・整備を進めます。

主要事業	水産業振興事業
------	---------

1-2-5 環境にやさしい水産業の促進 [重点プログラム]

将来にわたり、安全で安心な食料供給を行うため、水産業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや養殖事業に伴う水質汚濁の防止等に留意した、環境にやさしい水産業を促進します。

主要事業	海面清掃事業
------	--------

1-2-6 新たな販路の開拓 [最重点プログラム]

海外市場の開拓のため、産・学・官連携による研究を進め、加工技術の向上を促進するとともに、関連事業者を対象としたセミナーの開催等を通じ、輸出の促進及び国際競争力の育成、多様化する流通経路に対応した体制整備の促進に努めます。

主要事業	輸出関連促進事業
------	----------

1-2-7 地産地消の促進と消費の拡大 [最重点プログラム]

宇和島の魚のよさを再認識してもらうため、専門的な知識の学習会やさばき方・料理教室等を行い、魚の価値向上を推進します。

学校や病院などの公共施設との連携、市内観光事業者や商業者との連携、PR活動の強化等を通じ、地産地消を促進します。

全国・世界に向けたPR活動の展開や大消費地における出展活動・イベントの開催、推奨品認定制度の活用等により、市外における消費の拡大に努めます。

主要事業	魚食普及及び食育推進事業
------	--------------

1-2-8 都市と共生する漁村づくり [最重点プログラム]

都市との交流による漁村の活性化、ビジネスチャンスの支援に向けた取り組みを促進します。

主要事業	水産業振興事業
------	---------

1-2-9 離島漁業の再生

離島の漁業集落が行う漁業の生産力の向上や集落の創意工夫を生かした新たな取り組みなどの漁業生産活動を支援し、離島漁業の再生を図りながら、水産業と漁村の果たしている役割や多面的機能の維持・増進を図ります。

主要事業	離島漁業再生支援交付金事業
------	---------------

1-2-10 「宇和海水産構想」の実現 [最重点プログラム]

本市が地域の水産基地として存続するため、水産資源の回復とその持続的利用、新たな養殖技術の開発、新流通システムの構築、後継者の育成などの課題の解決を目指す「宇和海水産構想」の実現に向け、積極的かつ主導的に取り組んでいきます。

主要事業	水産業振興事業
------	---------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
前年比漁業経営体減少率	%	5.1	5.0
漁船漁業漁獲高	億円	15	17
養殖漁業漁獲高	億円	370	380
市の水産業基盤の整備状況に満足している市民の割合()	%	18.5	22.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

1 - 3 商業の振興

施策の方針

広域的な商業中心地としての機能の維持・強化を図るため、商工会議所等関係機関・団体と連携し、商店街の活性化、中心市街地の再生に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

近年、車社会の発展や大規模店舗の郊外進出により、郊外や近隣都市へ消費が流出し、全国的に既存商店街や中心市街地の空洞化が深刻化しており、その活性化が大きな課題となっています。

本市は、古くから商業が盛んであり、市内はもとより北宇和郡や南宇和郡、高知県西北部までを商圈とする広域的な商業中心地として発展してきました。現在、市内には、宇和島地区中心部における7商店街をはじめ、合計12にのぼる商店街が形成されています。

しかし、高速自動車の整備等により、松山市等へ消費が流出しているほか、郊外の国道沿いや宇和島道路付近へ進出した大規模店舗やロードサイド店、コンビニエンスストア等への消費の流出が進み、市内商店街は閉店やシャッター街化が目立つなど厳しい状況にあります。

このような中、本市では、商店街の衰退に歯止めをかけるべく、空き店舗活用事業や中小企業振興資金融資制度等によって商業活性化を図ってきました。

今後も、これらの事業を継続・進展させるとともに、四国西南地域の中核都市としての地域特性を生かすため、商工会議所や商工会、各組合と連携して地域資源を生かした特産品の開発や市街地活性化を目指した事業を展開し、商業振興を図ることが急務の課題となっています。

また、商店街が抱える後継者不足や来街者の減少、空き店舗の増加などの問題を解決するため、商業者の育成や個性ある商店の形成を支援していくほか、商店街の持つ公共空間としての機能性をより高め、市民交流の空間としていくことが必要です。

施策の内容

1-3-1 商工団体の充実強化

商工会議所、商工会、各組合など商工団体の充実強化を促進し、商工業の活性化に向けた各種活動の活発化を促します。

主要事業	商工団体活性化事業
------	-----------

1-3-2 商業経営の近代化

商工会議所等関係機関・団体との連携のもと、経営革新や後継者の育成、空き店舗対策、地域密着型サービスの展開、農林水産業や観光と連携した特産品の開発・販売など、近代的・魅力的な商業活動を促進します。特に、空き店舗の利活用促進を含めたこれからの商店街のあり方を関係機関・団体とも連携して検討し、個々の商店への経営支援につながる施策や、多様なコミュニティが活動する公共空間として利用が促進される商店街づくりを目指すなど、商店街のにぎわいを再生するための自助努力を支援します。

主要事業	商店街支援事業
------	---------

1-3-3 中小企業の体質強化

中小企業の経営の安定化、経営体質の強化に向け、各種融資制度の運用を図ります。

主要事業	中小企業振興資金融資制度
------	--------------

1-3-4 市街地再生やまちづくりに向けた組織づくり

中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地及び商店街の再生を見据え、その中心となるまちづくり会社の設立を目標に、商業者リーダーの育成や組織づくりを図ります。

主要事業	まちづくりの主体となる組織・リーダー育成事業
------	------------------------

1-3-5 サービス産業の振興 [最重点プログラム]

関係機関・団体との連携のもと、多様な地域のニーズに対応したコミュニティビジネスや、地域が抱える課題の解決を目的にしたソーシャルビジネスの育成・支援に努めます。

主要事業	ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス支援事業
------	--------------------------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
中心商店街の空き店舗率	%	20.1	20.1
中心商店街の 1 日通行客数	人	14,094(平日) 10,109(休日)	14,000(平日) 10,000(休日)
市の商業環境に満足している市民の割合 ()	%	5.9	6.0
市内で購入物をしている市民の割合 ()	%	89.6	90.0

注) () の市民の割合 (実績) は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

1 - 4 工業の振興と新産業の開発

施策の方針

地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、既存企業の活性化や新産業の開発を促進していくとともに、優良企業の誘致に努めます。

現状と課題

工業の振興は、地域経済の活性化はもとより、雇用の創出に直結するものとして、まちづくりの上で大きな位置を占めていますが、世界経済危機の影響等に伴う景気悪化の長期化や経済のグローバル化、消費者ニーズの変化などにより、地方の工業は依然として厳しい状況が続いています。

本市の工業は、縫製や食品加工、真珠加工、木材製品製造などの伝統的な地場産業と、機械部品製造、コールセンターなどの誘致企業によって構成されており、これまで本市経済の発展と雇用の場の確保に貢献してきましたが、取り巻く環境が依然として厳しい中で、事業所の撤退や縮小が進み、事業所数や従業者数、製造品出荷額等いずれも減少傾向にあります。

このため、今後は、商工会議所等各関係組織・団体との連携はもとより、産・学・官等各分野の連携を強化して一体的な支援に努め、地場産業の高度化や新産業の開発、起業化を促進していくとともに、積極的な誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進していく必要があります。

施策の内容

1-4-1 既存企業の活性化 [最重点プログラム]

本市の食産業の中核を担う食品加工業と真珠加工業をはじめとする既存企業について、商工会議所等関係機関・団体との連携のもと、経営革新や後継者の育成、技術の向上、製品の高付加価値化を支援し、活性化を促進します。

主要事業	宇和島市推奨品認定制度
	宇和島地域ブランド化推進事業
	うわじま応援隊事業

1-4-2 新たな産業の開発 [最重点プログラム]

商工会議所等関係機関・団体との連携のもと、産・学・官及び産業間連携の促進やセミナー・研修会の開催、アドバイザーの派遣をはじめ、産業開発や起業を支援する施策を積極的に推進し、豊富な地域資源を生かした新たな産業の開発や起業化を促進するとともに、地域課題の解決を目的にしたコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの育成にも努めます。

主要事業	宇和島地域ブランド化推進事業
------	----------------

1-4-3 企業誘致・留置の推進 [最重点プログラム]

四国横断自動車道の整備による交通立地条件の向上等を生かし、企業用地の確保・整備を進め、関係機関と連携しながら、情勢の変化に即した企業誘致活動を積極的に展開し、新産業の創出も視野に入れた優良企業の立地を促進します。特に若年者雇用の受け皿として期待できる製造業や情報通信関連企業などの誘致を進めます。

主要事業	企業誘致並びに企業留置
	立地企業に対する奨励金制度

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
推奨品認定証紙の年間販売数	枚/年	41,000	45,000
企業の誘致件数	件	2	3
市の地場産業の振興や企業誘致に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	4.8	15.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

1 - 5 観光の振興

施策の方針

交流人口の増加、観光・交流から定住・移住の展開に向け、体験型・滞在型の観光機能の強化を重点に、多面的な取り組みを一体的に推進します。

現状と課題

癒しや食、自然体験、人とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズが一層多様化する中で、観光地には、こうしたニーズに柔軟に対応した、リピーター（繰り返し訪れる人）の増加に向けた“もてなし”や、着地型観光（旅行の着地点となる地元主導で企画・実施する観光）の展開が求められています。

本市には、緑輝く山々と宇和海に包まれた優れた自然資源や、宇和島城、天赦園、和霊神社に代表される伊達家ゆかりの歴史資源、全国的に有名な闘牛や最大のイベントうわじま牛鬼まつりをはじめ、きさいや広場、道の駅みま、四国霊場札所、南楽園、吉田ふれあい国安の郷、さらには津島やすらぎの里などの温泉や海水浴場、キャンプ場、フィッシングセンター、郷土料理、みやげ品など、有形・無形の観光・交流資源が数多くあり、市内観光施設等の利用者は年間200万人を超えています。

しかし、歴史と文化を中心的な観光要素としてきた本市の観光は、これらの多様な資源を十分に生かされていない状況にあり、観光都市としてのまちづくりへの取り組みに余地を残しています。

平成24年3月には高速道路が宇和島まで延伸され、今後は人的、物的交流がますます促進され、本市を訪れる人もかなり増加することが予想されます。これからの観光振興は、このチャンスを逃すことがないよう、市民が自らの生活の中で、市内外の人々との交流を深めつつ、本市ならではの文化や風土にあらためて目を向け、紹介し、味わうといった視点が一層必要となります。

このため、今後は、交流人口の増加と、観光・交流から定住・移住への展開も視野に入れながら、歴史資源をはじめとする既存の観光資源の

ほか、柑橘類や米、魚、真珠などの農林水産資源を生かした体験型・滞在型の観光・交流機能の強化を重点に、既存資源の充実・活用やメニューの開発、PR活動の強化、市民のもてなしの心の醸成など、多面的な取り組みを進めていく必要があります。

施策の内容

1-5-1 観光団体の充実強化

観光協会など観光団体の充実強化を促進し、観光振興に向けた各種活動の活発化を促します。

主要事業	観光情報発信事業
------	----------

1-5-2 観光・交流資源の充実とネットワーク化

関係機関や民間との連携、広域的連携のもと、市内の既存観光・交流資源の充実・活用を進めるとともに、これら資源をネットワークした市内観光ルートの設定や観光案内板の統一整備を図ります。

主要事業	観光ルート整備事業
------	-----------

1-5-3 体験型観光の展開 [最重点プログラム]

関連部局が一体となって、虹色ツーリズム（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）などの農山漁村体験の展開を促進します。

市民との協働のもと、離島体験、食文化体験、ものづくり体験、歴史体験など、本市ならではの体験メニューの開発、施設の確保や組織・人材の育成などメニューに応じた受け入れ体制の整備を進め、多彩なツーリズム観光の展開を促進します。

主要事業	うわじま虹色ツーリズム事業
------	---------------

1-5-4 広域観光体制の充実

県や周辺自治体との連携のもと、四国横断自動車道の整備進展等を踏まえた広域観光ルートづくりを進めるとともに、予土線沿線自治体の連携を強化し、四万十川流域を視野に入れた広域的な集客活動の展開を図ります。

主要事業	観光情報発信事業
------	----------

1-5-5 観光PR活動の強化

多様なメディアを活用し、首都圏をはじめ、全国・世界に向けたPR活動を行うとともに、民間とのタイアップ等により、歴史文化を題材にしたドラマづくりや交通機関とのパック旅行商品の売り込み、各種大会、団体合宿、ツアーの誘致等を進めます。

主要事業	観光情報発信事業
------	----------

1-5-6 市民のホスピタリティの向上 [最重点プログラム]

人も観光資源の一つという視点に立ち、啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、市民及び観光関連事業者のホスピタリティ（もてなしの心）の向上、地域の名人や観光ボランティアガイドの育成に努めます。

主要事業	市民ホスピタリティ向上事業
------	---------------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
観光入込客数(市内観光施設等の利用者)	千人	2,294	2,400
観光消費額	億円	43.2	45.0
市の観光基盤の整備状況に満足している市民の割合()	%	15.8	20.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

1 - 6 雇用対策と勤労者福祉の充実

施策の方針

若者の定住促進と就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

現状と課題

景気悪化の長期化等による地方産業・経済の低迷、少子高齢化の急速な進行に伴う人口構造の変化等を背景に、地方における雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。

本地域においても、産業全体を取り巻く環境が一層厳しさを増し、事業所数が急速に減少する中、雇用情勢は極めて厳しく、有効求人倍率も、近年わずかに上昇しているものの、依然として国や県の水準を大幅に下回って推移しています。

このように雇用の受け皿に乏しいことから、若者の流出が一層進んでおり、市全体の活力の低下が懸念されています。

このため、各種の産業振興施策を一体的に推進するとともに、関係機関との連携のもと、雇用機会の確保や雇用の促進に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、就業者が生きがいを持ち、健康で快適に働くことができるよう、労働環境の充実に向けた企業等への啓発をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実に努めることが必要です。

施策の内容

1-6-1 雇用機会の確保と雇用の促進 [最重点プログラム]

各種セミナーの開催等を通じた職業能力の開発支援、起業の支援、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの育成をはじめ、各種産業振興施策を推進し、雇用機会の確保・拡充に努めます。

国や県の施策とも連動しながら、企業立地奨励金の要件緩和などにより、製造業や情報通信関連企業の立地を促進します。

ハローワーク等関係機関との連携のもと、就職相談や就職情報の提供、職業能力開発機会の提供等を進めるとともに、住宅施策と連動して定住・移住に向けた情報発信に努め、若者の地元就職及びU・J・Iターンを促進します。

男女雇用機会均等法の趣旨の普及、シルバー人材センターの充実支援、企業等への啓発等を通じ、女性や高齢者、障がい者の雇用促進に努めます。

主要事業	実践型地域雇用創造事業
------	-------------

1-6-2 勤労者福祉の充実

勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた企業への啓発や、勤労青少年ホームの有効活用、余暇情報の提供など、勤労者福祉の充実に努めます。

主要事業	企業への啓発活動
------	----------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
有効求人倍率	%	0.71	0.90
市の雇用・就労対策に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	4.9	15.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

第2章 だれもが健康で安心して暮らせるうわじま

2 - 1 健康づくり・医療体制の充実

施策の方針

市民一人ひとりの健康寿命の延伸と、そのための自主的な健康づくりの促進に向け、健康づくり推進計画等の指針に基づき、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めるとともに、市民に安全・安心な医療サービスを提供できるよう、市立宇和島病院を核とした地域医療体制の充実を進めます。

現状と課題

全国的に糖尿病等の生活習慣病が増加し、その予防対策が大きな課題となっています。

本市ではこれまで、平成19年度に策定した健康づくり推進計画や母子保健計画、特定健康診査等実施計画、平成20年度に策定した食育プラン等の指針に基づき、市民の健康の保持・増進に向けた各種の保健事業や食育に関する取り組みを積極的に推進し、着実にその成果を上げてきました。

しかし、高血圧や糖尿病、高脂血症等の生活習慣病の発症が多く、これが死亡原因の大半を占める脳血管疾患及び心臓病の原因となっており、食育の推進をはじめとする生活習慣の改善が引き続き大きな課題となっています。特に、生活習慣病対策として平成20年度から実施している特定健康診査の受診率は、国が推奨する60%を大きく下回り、17.3%という結果となっており、適切な特定保健指導を行う上でも健診受診率の向上が急務となっています。

また、少子化が急速に進む中で、すべての子どもが健やかに生まれ、成長することができる社会づくりに向けた母子保健の一層の充実が求められているとともに、核家族化が進む中で、子育て支援等の福祉と保

健が連携した施策の推進が必要となっています。

さらに、近年の自殺の増加、うつ病等の相談の増加などに対し、相談窓口体制の充実や知識の普及など精神保健事業の充実等が求められています。

また、これら保健事業の拠点となる施設が不十分な状況にあり、今後一層求められる保健と福祉の一体化も見据えた施設整備が課題となっています。

このような中、本市では現在、これまでの成果と課題を踏まえ、実情に即した健康づくり施策や食育を一層推進するため、健康づくり推進計画や母子保健計画、特定健康診査等実施計画、食育プラン等の指針の見直しを行っています。

今後は、これらの指針に基づき、また総合的な拠点施設の整備のもと、生活習慣病対策の充実強化を柱とした体系的な保健サービスや食育を推進していく必要があります。

また、医療については、市立病院として、四国西南地域の基幹病院である市立宇和島病院をはじめ、吉田病院、津島病院の3つの病院があるほか、国民健康保険直営診療所として、へき地・離島に9つの診療所(2出張所を含む)を設置・運営しています。

市立宇和島病院は、老朽化への対応や耐震化、機能強化に向けた全面改築を平成21年9月に完了しており、併設されている南予救命救急センターとともに、地域医療の核としての一層の充実・活用が期待されています。

しかし、医師の不足が大きな問題となっており、診療所においては、現在、1つの診療所が医師不在で、医師の兼任管理によって診療を行っている状況にあるほか、市立病院においても医師不足、看護師不足が深刻な状況にあり、その確保が緊急の課題となっています。また、高齢化の急速な進行や疾病構造の変化等に伴い、医療ニーズはますます高度化・複雑多様化し、救急医療ニーズについても増大していく傾向にあり、これらに対応した地域医療体制の充実が求められています。

施策の内容

2-1-1 健康づくり推進体制の整備

本市の新たな健康づくり・福祉活動の拠点施設として、総合保健福祉施設の整備を図ります。

地域性に即した科学的根拠に基づく健康づくり施策を推進するため、関係機関と連携し、本市の健康づくりに関する調査やデータ分析を継続して行います。

主要事業	保健福祉施設整備事業
------	------------

2-1-2 市民主体の健康づくり活動の促進

健康づくり推進計画に基づき、関連部門が一体となって、「自分の健康は自分でつくる」という意識の啓発を図りながら、循環器疾患及び糖尿病の予防、がんによる死亡の減少、むし歯や歯周疾患の予防、こころの健康の保持などの各目的に沿った市民主体の健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。

主要事業	健康づくり推進事業
------	-----------

2-1-3 食育の推進 [最重点プログラム]

食育プランに基づき、市民主体の食生活改善運動の促進をはじめ、関連部局、関係機関・団体が一体となって食育の推進に向けた取り組みを進めます。

主要事業	食生活改善推進協議会事業
------	--------------

2-1-4 母子保健の充実 [重点プログラム]

妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、家庭訪問や健康診査、育児相談、育児学級などの各事業の一層の充実を図り、すべての子どもが健やかに生まれ育つよう支援に努めます。

主要事業	母子保健事業
------	--------

2-1-5 健康診査・指導等の充実

生活習慣病の予防に向け、特定健康診査等実施計画に基づき、受診率の向上に向けた取り組みを積極的に進めながら、特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、その他のがん検診等についても引き続き充実に努めます。

健康相談や健康教育等についても、生活習慣の改善を重視し、内容の充実に努めます。

主要事業	健康増進事業
------	--------

2-1-6 精神保健の充実

関係機関と連携し、心の健康に関する意識啓発に努めるとともに、関連部局が一体となって治療や社会復帰・自立のための支援に努めます。

主要事業	精神保健事業
------	--------

2-1-7 感染症対策及びその他啓発事業の充実

関係機関と連携し、結核やエイズなどの感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種の必要性・有効性の啓発、実施体制の充実を図り、接種率の向上に努めます。

献血意識の啓発に努め、献血を推進するほか、骨髄バンク及び臓器提供に関する啓発や薬物乱用の防止に向けた啓発に努めます。

主要事業	予防接種事業
	結核予防事業
	感染症対策事業
	献血推進事業
	骨髄バンク登録啓発事業
	臓器提供啓発事業
	薬物乱用防止啓発事業

2-1-8 市立病院の充実と相互連携 [重点プログラム]

市立宇和島病院、吉田病院、津島病院の機能・役割の明確化及び相互の連携強化、効率的な病院運営の推進、関係機関と連携した医師・看護師確保対策の強化を図り、包括的な医療システムの確立に努めます。

主要事業	医師確保対策事業
------	----------

2-1-9 へき地・離島の診療体制の充実 [重点プログラム]

へき地拠点病院としての市立宇和島病院と国民健康保険直営診療所の連携強化をはじめ、関係機関と連携した医師確保対策の強化や兼任管理体制の見直し、看護職員等の確保と住環境の整備、診療船うわじまの効率的な運行管理等を図り、へき地・離島の診療体制の充実に努めます。

主要事業	診療所医師招聘事業
	診療所看護師採用事業
	診療船うわじま維持管理事業

2-1-10 救急医療体制の充実

広域的連携のもと、南予救命救急センターの充実を進めるとともに、民間医療機関との協力体制を強化し、救急医療体制の充実を図ります。

主要事業	救急医療対策事業
------	----------

2-1-11 食の安全・安心の確保

保健所等関係機関・団体との連携のもと、監視・指導や情報提供・啓発など、食の安全・安心の確保に向けた施策を推進します。

主要事業	食品衛生管理事業
------	----------

成果指標

指標名	単位	平成23年度 (実績)	平成29年度 (目標)
生後4か月までの赤ちゃん訪問率	%	98.5	100.0
乳幼児集団健康診査受診率	%	85.7	90.0
特定健康診査受診率	%	17.3	60.0
特定保健指導実施率	%	57.9	60.0
内臓脂肪症候群該当者減少率	%	23.6	30.0
内臓脂肪症候群予備軍減少率	%	18.9	20.0
がん検診受診率	%	14.5	50.0
食生活改善推進員数	人	305	350
市の保健サービスに満足している市民の割合()	%	42.7	50.0
日頃、健康増進のための取り組みをしている市民の割合()	%	67.7	70.0
市の医療体制に満足している市民の割合()	%	40.7	50.0
かかりつけ医がいる市民の割合()	%	65.9	70.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

2 - 2 地域福祉の充実

施策の方針

すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら健康で安心して暮らせるよう、地域福祉計画に基づき、多様な主体の参画・協働による地域福祉体制の整備を進めます。

現状と課題

少子高齢化や核家族化の急速な進行に伴い、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、高齢者の孤立死や所在不明といった問題が発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、これからの社会福祉においては、個人が人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域や家庭の中で、年齢や障がいの有無等にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、公私協働のもとに自立を支援していくことが求められています。

本市では、社会福祉協議会が高齢者や障がい者、児童等に対する幅広い福祉サービス・事業を行っているほか、社会福祉協議会と福祉ボランティア団体等とが連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。また、本市には283人の民生児童委員（内32人の主任児童委員）が配置され、地域の相談窓口として機能しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが予想され、特に、高齢者等の安否確認や生活支援の重要性が一層高まることが見込まれ、地域福祉体制の強化が大きな課題となっています。

このような中、本市では平成23年度に、本市の実情に即した地域福祉を総合的、計画的に推進するため、「自立・共生・協働」を基本理念とする地域福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、地域福祉を推進する多様な人づくりや基盤の整備、連携の構築など、地域福祉体制の一層の充実を進めていく必要があります。

施策の内容

2-2-1 地域福祉推進体制の整備

地域の課題や高齢者・障がい者などの支援に対応するコーディネーターの育成を行い、関係機関や団体相互の連携が円滑に行われる体制の整備を図ります。

主要事業	社会福祉総務事業
------	----------

2-2-2 地域福祉を推進する人づくり

既存の地域活動を支援し、活動のネットワークの拡大や新たな活動分野の開拓を促し、高齢者の見守りをはじめ、子ども、障がい者などを支援する活動を促進します。

啓発活動の推進や研修会の開催、市職員等の地域参加の促進、福祉教育の充実、ボランティア活動の支援等により、地域福祉活動に主体的に取り組む多様な人材の育成を図ります。

主要事業	地域福祉活動推進事業
	住民等主体的参加促進事業

2-2-3 地域福祉の基盤整備

コミュニティの再生・活性化に向けた取り組みを推進し、地域が一体となって地域福祉活動を行える体制の整備を図るとともに、高齢者等の移動手段の確保やまちづくり・まちおこし活動の支援、地域活動の拠点の整備を進めます。

啓発活動や情報提供の充実を図り、市民や企業・職場の地域福祉に対する理解の促進に努めます。

主要事業	地域コミュニケーション基盤整備事業
	地域福祉推進基盤整備事業

2-2-4 地域福祉に関する連携の構築

困難事例や複合的な問題に対応するため、保健・医療・福祉の連携体制の確保に努めるほか、総合的な相談体制の整備や情報提供体制の充実に努めます。

地域の支援ニーズを早期に発見し、きめ細かに対応するため、行政と市民・社会福祉協議会・社会福祉事業者等の連携体制の強化を進めます。

高度で専門的な対応、効果的な地域福祉活動の促進に向け、宇和島圏域、南予地域、県下住民等との広域的なネットワークづくりを進めます。

主要事業	保健・医療・福祉連携事業
	行政と市民・社会福祉協議会・社会福祉事業者等連携事業
	広域ネットワーク構築事業

2-2-5 地域における安心・安全の確保

地域に暮らすすべての人が安心して安全に過ごせるよう、防災・災害時対応の充実をはじめ、防犯・交通安全体制の充実、バリアフリー（障壁を取り除くこと）、ユニバーサル・デザイン（すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン）の地域づくりを進めます。

主要事業	防災・災害時対応充実事業
	生活安全確保事業

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
いきいきふれあいサロン参加者数	人	25,948	27,000
福祉ボランティア登録者数	人	1,497	1,600
ボランティア・NPOの団体数	団体	87	100
地域福祉活動に参加している市民の割合()	%	24.0	30.0
市のバリアフリー化への取り組みに満足している市民の割合()	%	25.1	30.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

2 - 3 子育て支援の充実

施策の方針

本市の“宝”である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育成されるよう、次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、多面的な子育て支援施策を総合的、計画的に推進します。

現状と課題

近年、わが国では、晩婚化、非婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下といった現象がみられ、少子化が深刻な問題となっています。

現在、本市には市立の保育所が21か所（定員1,320人）、民間の保育所が6か所（定員880人）あります。本市ではこれまで、次世代育成支援行動計画（前期計画）等に基づき、これら保育所における保育サービスの充実をはじめ、各種手当の支給や医療費の助成などの経済的支援、放課後児童クラブの開設、ひとり親家庭への支援、要保護児童対策、さらには各種の母子保健事業など、多様な子育て支援施策を推進してきました。

しかし、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、出生数は依然として減少が続いているとともに、子育てへの不安や負担感、仕事と育児の両立への負担感が増大する傾向もみられ、あらためて市一体となって、少子化対策、子育て支援に力を入れていくことが求められています。

このような中、本市では平成21年度に、これまでの取り組みを点検・評価し、次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、施策・事業のさらなる充実に努めているところです。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、子育て・子育てにかかわるすべての主体が支え合い、安心して健やかな子育て・子育て環境をつくることを目指し、多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の内容

2-3-1 子育て支援推進体制の整備

これまでの取り組みを踏まえたさらなる少子化対策、子育て支援を推進するため、今後の国による制度改正の動向等を踏まえ、子育て支援に関する指針の見直しを行います。

主要事業	子育て支援事業
------	---------

2-3-2 地域における子育て支援の充実〔重点プログラム〕

延長保育や休日保育、病児・病後児保育など保育対策等促進事業の充実をはじめ、多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、今後の保育所のあり方について検討しながら、保育所の統廃合や施設整備を行い、保育サービスの充実を図ります。

一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業の充実、学童保育やファミリー・サポート・センター事業（子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員登録して相互援助を行う組織を運営する事業）の実施、子育てに関する相談・情報提供の充実など、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

関係機関・団体、地域住民、ボランティアなどが連携した子育て支援のネットワークづくりを進めます。

各種手当の支給や医療費の助成等を通じ、子育てに伴う負担の軽減に努めます。

主要事業	保育所事業
	保育対策等促進事業
	子育て支援対策事業
	放課後児童健全育成事業
	児童手当事業
	児童扶養手当事業
	乳幼児医療事業
	児童医療事業
	母子家庭医療事業
	養育医療事業

2-3-3 子どもと母親の健康の確保 [重点プログラム]

安全な妊娠・出産への支援及び子どもと母親の健康の確保に向け、各種の健康診査や訪問指導、相談等の充実を図るとともに、食育の推進や小児医療体制の充実に向けた取り組みに努めます。

主要事業	母子保健事業
------	--------

2-3-4 教育環境の整備

中・高校生が乳幼児とふれあう機会の提供をはじめ、次世代の親の育成に向けた取り組みの推進、学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供など、子どもの心身の健やかな成長の助けとなる教育環境の整備を進めます。

主要事業	教育活動・教育環境整備事業
	特別支援教育推進事業
	家庭教育支援総合推進事業

2-3-5 子育てを支援する生活環境の整備

市営住宅など公共施設における子育て環境の整備や、道路のバリアフリー化などによる子育てにやさしいまちづくりなど、子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

主要事業	福祉環境整備事業
	公営住宅整備事業

2-3-6 職業生活と家庭生活との両立の支援

多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立等に関する意識啓発や企業への働きかけなどを推進し、職業生活と家庭生活の両立を支援していきます。

主要事業	企業への啓発活動
------	----------

2-3-7 子どもの安全確保

関係機関・団体との連携のもと、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動等を推進し、子どもの安全確保に努めます。

主要事業	健康安全教育推進事業
	交通安全啓発事業
	防犯団体育成事業

2-3-8 要保護児童等への対応の推進[重点プログラム]

関係機関・団体との連携のもと、要保護児童対策地域協議会を核として、児童虐待の早期発見、早期対応、防止、意識啓発等の推進、ひとり親家庭の自立に向けた支援の推進、障がい児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

主要事業	相談事業
	要保護児童対策事業
	母子自立支援事業

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
延長保育を実施している保育所数	箇所	6	9
休日保育を実施している保育所数	箇所	1	1
病児保育を実施している施設数	箇所	1	2
一時預かり事業を実施している施設数	箇所	6	6
地域子育て支援拠点事業を実施している施設数	箇所	5	6
放課後児童健全育成事業を実施している施設数	箇所	9	9
放課後子ども教室を実施している施設数	箇所	10	10
市の保育・子育てサービスに満足している市民の割合()	(%)	17.3	20.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

2 - 4 高齢者支援の充実

施策の方針

すべての高齢者が尊重され、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケア（各種サービスを有機的かつ一体的に提供する包括的な支援）の実現に向けた各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

平均寿命の伸長と少子化の進行により、全国的に高齢化が進んでいます。特に、団塊の世代が高齢期に入る平成27年ごろには、高齢者人口がさらに急激に増加し、わが国の高齢化は新たな局面を迎えることが予想されています。

本市の65歳以上の高齢者数は、26,601人（平成24年4月1日現在住民基本台帳（外国人含む））、高齢化率は31.5%となっており、全国平均や県平均を大幅に上回る勢いで高齢化が進行しています。

本市では、3年ごとに改定される高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を推進してきました。前々期（第3期）には、介護予防の推進及び地域包括ケア体制の構築のための中核機関として、地域包括支援センターを設置し、総合的な介護予防システムの構築を進め、体制面やソフト面でさまざまなサポートを行ってきました。

しかし、本市の高齢化は予想以上に進行し、これに伴い介護や支援を必要とする高齢者が増加し、一方では、核家族化の進行等に伴う家族形態の変化により、家庭の介護力の低下が進んでおり、地域の実情に応じた高齢者支援の一層の充実が求められています。

このため、平成23年度に策定した高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアの実現に向けた各種施策を着実に推進し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会づくりを進めていく必要があります。

施策の内容

2-4-1 高齢者支援推進体制の整備

制度やサービスの周知をはじめ、認定調査の充実、苦情への適正な対応、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、総合的な推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。

今後の国による制度改正の動向等を踏まえ、高齢者支援に関する指針の見直しを行います。

主要事業	介護保険事業
	高齢者福祉事業

2-4-2 地域包括ケアの推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護等となった場合でも可能な限り地域において自立した生活ができるよう支援するために、地域包括支援センターを核に地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施します。また、これらを通じ、総合的な介護予防システムの定着を図るとともに、地域包括ケア体制を構築します。

主要事業	介護予防事業
	介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談支援事業
	包括的・継続的ケアマネジメント事業
	権利擁護事業
	家族介護支援事業
	地域自立生活支援事業

2-4-3 介護保険サービスの提供

要支援認定者を対象とした、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する予防給付を実施します。

要介護認定者を対象とした、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する介護給付を実施します。

主要事業	介護保険事業
------	--------

2-4-4 自立生活への支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した在宅生活が送れるよう、配食サービスや緊急通報装置の貸与、日常生活用具の給付をはじめとする福祉サービスの提供を図ります。

主要事業	家族介護支援事業
	地域自立生活支援事業
	介護予防事業

2-4-5 認知症高齢者支援体制の整備

認知症高齢者の増加を見据え、地域住民の認知症に対する知識や理解を深めるとともに、認知症サポーター（認知症の人や家族を見守る支援者）の養成・活用や、関係機関と連携した認知症の早期発見・見守り体制の整備など、認知症ケア体制の整備を図ります。

主要事業	認知症対策事業
	総合相談事業
	包括的・継続的ケアマネジメント事業
	権利擁護事業

2-4-6 社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動や高齢者サロン活動の支援、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

高齢者の就業、社会参加の促進に向け、シルバー人材センターの充実支援に努めます。

主要事業	老人クラブ支援事業
	高齢者労働能力活用事業

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
高齢者人口に対する要介護認定者の割合	%	23.5	24.5
シルバー人材センター会員数	人	353	380
60 歳以上の人口に対する老人クラブの加入率	%	14.2	15.0

2 - 5 障がい者支援の充実

施策の方針

障がい者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、新しい法律の内容等を踏まえた各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

平成 24 年 3 月末現在、本市の身体障がい者手帳所持者数は 4,644 人、療育手帳所持者数は 742 人、精神保健福祉手帳保持者数は 402 人となっています。

本市ではこれまで、こうした障がい者が地域の中で普通の暮らしができる社会の形成に向け、障がい者計画・障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーション（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の理念の浸透に向けた啓発活動をはじめ、各種の経済的支援や障害者自立支援法による障害福祉サービス、保健・医療サービス、社会参加や就労促進に向けた施策など、多様な施策を推進してきましたが、近年、障がい者数は年々増加傾向にあり、同時に障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進んでいます。

このような中、平成 24 年 4 月に改正障害者自立支援法が完全施行され、福祉サービス利用時のサービス利用計画の作成が義務づけられました。これにより、これまでよりも本人のニーズに合ったサービスの決定が可能となりました。また、平成 24 年 6 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が公布されました（施行は平成 25 年 4 月。一部は平成 26 年 4 月）。

今後は、これらの新しい法律の内容等を踏まえた各種施策を総合的、計画的に推進し、障がい者が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。

施策の内容

2-5-1 障がい者支援推進体制の整備

新しい法律の内容等を踏まえ、障がい者支援に関する指針の見直しを行うとともに、制度やサービスの周知をはじめ、認定調査の充実、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、総合的な推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。

主要事業	地域生活支援事業
	自立支援給付事業

2-5-2 啓発活動、情報提供等の充実

障がい者や障がいに対する市民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図るため、啓発活動や福祉教育、交流事業を推進するとともに、障がい者団体、障がい者ボランティア団体の活動支援に努めます。

障がい者に対する相談や情報提供の充実に努めるとともに、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援の充実を図ります。

主要事業	地域生活支援事業
------	----------

2-5-3 生活支援の充実

居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、新たな法律内容に基づく福祉サービスの提供を図ります。

主要事業	地域生活支援事業
	自立支援給付事業
	重度心身障がい者医療事業
	特別障がい者（児）福祉手当事業
	特別児童扶養手当事務事業

2-5-4 教育・育成の充実

関係機関との連携のもと、早期療育体制の充実や障がい児保育・特別支援教育の充実、就学・進路相談の充実など、一貫した教育・育成に努めます。

主要事業	地域生活支援事業
	障がい児通所支援給付事業

2-5-5 就労機会の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、就労に関する情報提供や事業所への啓発に努めるとともに、市内の障がい者関連施設との連携を強化し、福祉的就労機会の確保、障がい者の自立と社会参加のための各種活動の促進に努めます。

主要事業	地域生活支援事業
------	----------

2-5-6 生活環境整備の推進

障がい者の地域における自立生活を支援するため、グループホームなどの暮らしの場の確保や、バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくり、防災・防犯、交通安全対策等を進めます。

主要事業	福祉環境整備事業
------	----------

2-5-7 保健・医療サービスの充実

障がいの予防と早期発見・早期療育に向けた関連部局の連携強化や母子保健事業の充実、生活習慣病対策を柱とした保健事業の充実に努めるとともに、地域医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。

主要事業	自立支援医療事業
------	----------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
コミュニケーション支援事業利用者数	人	404	500
日常生活用具給付等事業利用者数	人	287	350
相談支援事業利用者数	人	660	1,000
地域活動支援センター事業利用者数	人	9,006	9,500
市の障がい者福祉サービスに満足している市民の割合()	%	15.9	20.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

2 - 6 社会保障の充実

施策の方針

市民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して老後の生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

現状と課題

長引く経済不況の影響等により、わが国の生活保護の被保護者、保護率は依然として増加を続けています。

本市においても、生活保護の相談や開始件数は増加傾向にあり、保護率も年々上昇しています。また、被保護世帯の90%以上が高齢者、傷病、障がい者世帯によって占められています。

このような中、今後とも、社会・経済情勢の影響を最も受けやすい立場にある被保護者に対し、生活保護制度を適正に運用するため、それぞれの実態把握に努め、各種の相談・指導・援助を充実する必要があります。

また、現在は要保護状態ではなくても近い将来要保護状態になる可能性が高い相談者も相当数あり、低所得者層に対する施策として、各関係機関との連携を密にしながら経済的自立と生活意欲の向上を促すための施策を展開していく必要があります。

国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度の一環として行われる社会保険の一つであり、わが国の国民皆保険制度を担うものとして国民の健康の向上に寄与することを目的としています。

本市の国民健康保険加入者は、市民の約4割を占めており、地域医療保険として市民の健康の保持・増進と福祉の向上に大きく貢献していく必要があります。

急速に進行する高齢化や医療技術の高度化などにより、保険給付費が高い水準で推移する一方で、景気低迷の影響などを受け、加入者所得が伸び悩んでいるため、安定した保険運営を行うためには、保険料の確保

が課題となっています。

このため、今後も引き続き、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上、医療費通知、ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用の推奨などを通じた医療費の適正化や、収納率の向上に取り組む必要があります。

国民年金制度は、老後の収入を保障し、健全な国民生活の維持を図ることを目的としており、高齢者はもとより、若者にとっても必要不可欠な制度です。

しかし、未加入者・未納者が増加傾向にあるほか、年金をめぐるさまざまな問題の発生等を背景に、制度への不信感が増大する傾向にあり、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透を図っていくことが必要です。

施策の内容

2-6-1 生活困窮者への対応の充実

民生児童委員や関係機関との連携のもと、生活保護制度の周知を図るとともに、面接相談・指導・援助体制を充実させ、生活保護の適正な実施を図ります。

他法・他施策の活用及び関係機関との連携による自立支援の充実に努めるほか、被保護者の実態に応じた自立支援の内容及び実施手順等を定めた自立支援プログラムに基づき、個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施していきます。

主要事業	自立支援プログラム整備事業
------	---------------

2-6-2 国民健康保険事業の健全化

関係機関との連携のもと、特定健康診査及び特定保健指導を中心とした生活習慣病対策、保健事業を総合的に推進するとともに、医療費通知などの適正受診対策の推進、ジェネリック医薬品利用の推奨に努め、医療費の適正化に努めます。

広報・啓発活動の充実や滞納者対策の強化、口座振替の促進等を通じ、国民健康保険料の収納率の向上に努めます。

今後の国による制度改正等に合わせ、制度の周知や円滑な事業運営に向けた取り組みを推進します。

主要事業	生活習慣病対策事業
	国保財政充実強化推進事業

2-6-3 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度について、広域的連携のもと、広報・啓発活動を通じた制度周知及び適正な運営に努めるとともに、今後の国による制度改正等への適切な対応に努めます。

主要事業	老人医療費適正化推進事業
------	--------------

2-6-4 国民年金制度の周知

広報・啓発活動や年金相談の充実に努め、国民年金制度についての市民の正しい理解の浸透に努めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

主要事業	国民年金周知事業
------	----------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
国民健康保険保険料収納率(現年度)	%	92.15	93.00
国民健康保険加入者一人当たりの療養諸費	万円	29.6	29.0

第3章 自然と共生する快適・安全な うわじま

3 - 1 環境自治体の形成

施策の方針

内外に誇りうる「環境自治体うわじま」づくりに向け、環境基本計画等の指針づくりのもと、豊かな自然環境の保全をはじめ、多面的な環境・エネルギー施策を市民との協働のもとに積極的に推進します。

現状と課題

地球温暖化や資源の浪費による危機、生態系の危機など地球環境問題が深刻化する中、将来世代へも継承できる持続可能な社会の形成が強く求められています。

本市は、鬼ヶ城山系や篠山などの緑輝く山々を背に、宇和海をのぞむまちであり、緑と海に包まれた雄大で美しい自然が息づいています。

本市ではこれまで、これらの自然の保全をはじめ、水質汚濁等の公害の防止対策、環境保全に関する啓発活動や環境教育などを進めてきたほか、きれいなまち宇和島をみんなで作る条例を制定し、美化運動推進委員会の設置のもと、清潔で美しいまちづくりに向けた市民主体の環境美化運動の促進等に努めてきました。

また、エネルギーのあり方が見直される機運の中、平成18年度には地域新エネルギービジョン等を策定し、平成22年度には「緑の分権改革」推進事業を活用した新エネルギー等賦存量調査を実施しました。また、東日本大震災以降、原子力に代わる再生可能エネルギーの必要性がこれまで以上に叫ばれることとなり、平成24年度からは再生エネルギー対策室を設置して新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めています。そのほか、現在、第2期となる地球温暖化対策実行計画の策定に着手するなど、新たな時代の環境・エネルギー施策を本格的に推進していく体制の整備を進めています。

今後、環境保全は、快適でうるおいのある定住環境の創出や循環型社

会の形成、産業の活性化等につながるものとして、本市のまちづくりの上で一層重要なものとなってくることが予想されることから、各種指針に基づく施策を市民・事業者との協働のもとに積極的に推進し、四国をリードする環境自治体の形成を進めていく必要があります。

施策の内容

3-1-1 環境自治体の形成に向けた体制の整備 [重点プログラム]

全市的な環境保全の指針となる環境基本計画の策定を図るとともに、市の施設における地球温暖化対策を定めた地球温暖化対策実行計画（第2期）の策定を図ります。

主要事業	環境基本計画策定事業
	地球温暖化対策実行計画策定事業

3-1-2 地球温暖化の防止 [重点プログラム]

地球温暖化対策実行計画（第2期）に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等の措置を計画的に実行します。

主要事業	地球温暖化対策事業
------	-----------

3-1-3 再生可能エネルギーの導入 [重点プログラム]

地域新エネルギービジョン等に基づき、廃食用油リサイクルによる代替燃料に加え、太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーの導入など、再生可能エネルギー施策を推進します。

主要事業	再生可能エネルギー導入事業
------	---------------

3-1-4 自然環境の保全 [重点プログラム]

土地利用関連計画に基づき、自然環境の保全に配慮した適正な土地利用を推進するほか、自然保護や生態系の保全等に関する市民主体の活動を促進します。

主要事業	環境対策事業
------	--------

3-1-5 公害の防止 [重点プログラム]

海域・河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染や騒音、悪臭、振動等について、関係機関との連携のもと、調査や監視、指導等を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

主要事業	環境対策事業
------	--------

3-1-6 市民主体の環境美化・保全活動の促進 [重点プログラム]

環境美化、環境保全に関する啓発活動や環境教育を推進し、市民の環境美化・保全意識の高揚を図ります。

各種団体との連携による不法投棄対策の推進、自治会清掃やボランティア清掃の促進、環境監視員による環境パトロール活動の充実促進等を通じ、地域環境の美化に努めます。

市民や事業所による水質浄化運動や省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、グリーン購入（環境にやさしい製品購入）運動等を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。

環境有用微生物群の普及により家庭雑排水等の浄化推進に努めます。

主要事業	環境美化推進事業
------	----------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
家庭からの廃食用油回収量		7,449	8,000
市の自然環境の豊かさに満足している市民の割合()	%	50.8	65.0
自治会清掃団体数	団体	79	80
ボランティア清掃団体数	団体	138	150
E M菌配布量		32,504	35,000
放置車両件数	台	3	0
クリーン新宇和島参加者数	人 (団体)	2,227 (59 団体)	2,500 (60 団体)
公用E V車両の導入台数	台	0	4
環境に配慮した生活をしている市民の割合()	%	72.2	85.0
太陽光発電システムを導入している公共施設数	施設	6	11
太陽光発電システムを導入している世帯数	世帯	500	1,000

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 2 水道の整備

施策の方針

市民生活に一日も欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給に向け、上水道事業・簡易水道事業の充実及び統合を図ります。

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。また、昨今の大規模な震災などの自然災害におけるライフライン確保の観点から、水道事業においてもこれまで以上に水道施設の耐震化や危機管理対策が求められてきています。

本市においても、依然として老朽管などの更新率も低く、老朽化した水道施設への対応のほか、南海・東南海地震に備えた施設・管路の耐震化が課題として残っています。

上水道事業では、前期基本計画において、平成24年度までに、石綿管の更新、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物への対策として、紫外線処理装置や濁度監視装置の導入など水質管理の強化、浄水施設の耐震化などの成果を上げていますが、漏水事故の多い管路や鉛製給水管の更新、慢性的に低下している有収率の向上が課題となっています。

一方で、平成23年度末現在の本市の給水人口は、上水道事業81,054人、簡易水道事業4,137人と減少の一途をたどっており、今後も料金収入の低下等を考慮した効率的な経営が求められています。

このため、上水道事業については、平成21年度から平成35年度までの事業計画を定めた第7次水道整備事業計画に基づき、各種水道施設の整備を計画的に進めていくとともに、水道事業の健全運営に努める必要があります。

また、簡易水道事業については、施設の老朽化による事故で一時的に断水を余儀なくされるなど、安定した水の供給が困難になる場合があり、島しょ部を含めた広大な給水エリアを有しているのに対して給水人口

が少なく、経営基盤がぜい弱であることから、安定した給水の確保と経営基盤の強化を図ることを目的として、平成28年度に上水道との統合を計画しており、それに向けて上水道と簡易水道との接続など施設整備を着実に進めていく必要があります。

施策の内容

3-2-1 安心・快適な給水の確保

漏水による有収率低下や管破損事故に起因する断水被害を防ぐため、老朽化した送配水管路（経年鑄鉄管、のり付け塩ビ管等）を順次更新していきます。

計画的な漏水調査を継続するとともに、漏水箇所の早期発見を目的とした、配水区のブロック化と流量監視体制の整備を行います。

水道水の安全性や漏水防止、水道システム強化の観点から、鉛製給水管の早期更新を目指します。

主要事業	第7次水道整備事業
	漏水防止対策

3-2-2 災害対策の充実

水道施設の耐震化に向け、基幹施設の耐震補強工事を行います。

防災拠点、基幹病院への水道供給支援対策として、耐震性能を有する直送配水管路や耐震性貯水槽を新設し、震災時の給水確保に努めます。

宇和島市水道局危機管理対策マニュアルに従い、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災訓練の実施など災害対策の強化に努めます。

応急給水等の応援作業が円滑に行えるよう、日本水道協会中国四国地方支部との連携強化を図ります。

主要事業	第7次水道整備事業
	震災応急対策（応急給水等）
	震災復旧対策

3-2-3 水道運営基盤の強化と広域化の推進

水道業務の効率化と人件費の削減を図るため、段階的に業務のアウトソーシング（外部委託）を行います。

人件費、動力費、修繕費といった維持費の軽減に長期的効果が見込める水道施設の統合、監視設備の一体的更新を行います。

小規模で、地理的条件が不利なことから、経営面等でぜい弱性を有している簡易水道事業を、上水道事業に統合し、経営基盤の強化を図ります。

水道事業への統合に合わせ、安全・安心かつ安定した水の供給を図るため、上水道との連絡管及びポンプ場等の施設整備を行います。

主要事業	業務効率化及びコスト縮減対策
	簡易水道再編推進事業

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
有収率	%	80.0	86.4
基幹管路の耐震化（完了）率	%	8.6	10.1
浄水場の耐震化（完了）率	%	27.1	96.1
配水池の耐震化（完了）率	%	26.5	34.0
市の水道の整備状況に満足している 市民の割合（ ）	%	60.4	62.0

注）（ ）の市民の割合（実績）は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 3 下水道の整備

施策の方針

海域や河川等の水質保全と、美しく快適な居住環境の確保に向け、全市的な汚水処理体制の整備のもと、地域特性に応じた下水道事業を効率的に推進し、全市的な水洗化を目指します。

現状と課題

下水道は、浸水対策（内水排除）、公衆衛生の向上（汚水排除）、水質保全（浄化）をはじめ、健全な水環境及び循環型社会構築への貢献など、多面的な役割を担う重要な施設です。

本市では、中心市街地に公共下水道、海岸部の一部地域に漁業集落排水施設、その他の地域では、合併処理浄化槽を設置して汚水を処理しています。このような状況の中、公共下水道については認可区域内の整備を計画的に進めているところです。一方、合併処理浄化槽については、個人による設置が進んでいますが、まだまだ処理能力の低い単独処理浄化槽や汲み取り式を使用している世帯も多く残っています。

雨水処理については、一部区域に都市下水路を整備していますが、台風や豪雨の際に恒常的に浸水する危険な区域も残っており、総合的な浸水対策が必要となっています。

現在、公共下水道においては、予定収入と投資コストのバランスを考慮した費用対効果の高い区域の整備など事業計画の見直しの検討や受益者負担金等における滞納整理の強化及び下水道維持管理コストの縮減を図り、経営安定化に努めています。また、集落排水施設において、老朽化した既存施設の定期的診断を行い、維持管理を行うとともに、対象区域内の水洗化率の向上を図っています。公共下水道及び集落排水施設が整備されていない地域については、補助金を交付して合併処理浄化槽の設置を促進しています。

これら下水道の整備は、これからの本市のまちづくりにとって欠かせない事業ですが、国等の支援（交付税等）は年々削減されるなど、財政

状況は一層厳しさを増しており、いかに効果的、効率的に事業を進めていくかが大きな課題となっています。

今後は、関連部局が一体となって本市の汚水処理のあり方について検討し、地域の状況に応じ整備区域や整備手法等を見直して全市的な汚水処理計画を策定するとともに、これに基づき、公共下水道事業の計画的推進、集落排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を図り、市全域における汚水処理施設の整備を効率的に進めていく必要があります。

また、台風や豪雨による浸水対策、老朽化した下水道施設（雨水ポンプ場や管渠等）の改修・改良も同時に進めていくとともに、下水道施設の地震・津波対策について検討する必要があります。

施策の内容

3-3-1 全市的な汚水処理体制の整備

汚水処理施策の一元化に向け、関連部局相互の連携強化のもと、事業計画の見直しを行い、全市的な汚水処理計画の策定を図ります。

主要事業	汚水処理計画策定事業
------	------------

3-3-2 公共下水道の経営安定化及び水洗化率の向上

集合処理と個別処理の建設費等の比較、過疎化や市街地の空洞化など処理人口の推移予測を活用し、効率的な整備及び事業計画の見直しを行い、下水道事業の安定した経営に努めます。

水洗化率の向上を図り、下水道使用料の増収に努めるほか、未納受益者負担金の回収を図ります。

浄化センター長寿命化計画を作成し、施設・設備・機械等の計画的な改築・補修等を実施し、事故の未然防止とライフサイクルコストの最小化を図ります。

主要事業	公共下水道事業
------	---------

3-3-3 漁業集落排水施設の適正管理及び水洗化率の向上

施設の老朽化への対応等に向け、適正な維持管理を図るとともに、処理区域内の接続率の向上を促進し、海岸部の豊かな自然環境の保全に努めます。

主要事業	漁業集落排水施設整備事業
------	--------------

3-3-4 合併処理浄化槽の設置促進

単独処理浄化槽及び汲み取り式等から合併処理浄化槽への切り替え、住宅建設時の合併処理浄化槽の設置を促進します。

主要事業	合併処理浄化槽設置促進事業
------	---------------

3-3-5 災害時に対する浸水対策

台風や豪雨の際、速やかに対応できるよう関連部局との緊急連絡体制を整え、協力して雨水排除する体制を確立します。また、恒常的に浸水する危険区域に対し、浸水対策強化を図ります。

主要事業	災害及び浸水対策事業
------	------------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
汚水処理人口普及率	%	50.1	56.0
公共下水道水洗化人口	人	14,586	15,682
公共下水道処理人口	人	17,906	17,922
集落排水水洗化人口	人	702	761
集落排水処理人口	人	1,071	915
合併処理浄化槽処理人口	人	23,565	25,940
市の下水道の整備状況に満足している市民の割合()	%	30.3	34.8

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 4 廃棄物処理体制の充実

施策の方針

循環型社会の形成に向け、市民の自主的な3R運動（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）を促進するとともに、広域的なごみ・し尿処理体制の充実を進めます。

現状と課題

地球規模で環境保全やエネルギーのあり方が問われる中、従来からの生活様式や社会の仕組みを見直し、消費者・生産者・行政の三位一体の取り組みにより、廃棄物を出さないライフスタイルや事業活動へ転換していくことが求められています。

本市のごみ処理は、合併前の旧市町における体制を継承して地区ごとに収集・処理・処分・リサイクル等を行っており、市内2か所の処理施設と1か所のPETボトル中間処理施設が稼働しています。なお、三間地区のみ、宇和島地区広域事務組合の広域処理施設にて処理しています。

このような中、効率的なごみ処理体制の整備に向け、宇和島地区広域事務組合によるごみ処理の広域化が計画されており、平成29年度末に新たな広域ごみ処理施設が稼働する予定となっています。

今後は、当面、現行の体制を継続しながら、市民の自主的な3R運動を促進し、ごみの減量化を進めていくとともに、広域的な連携のもと、ごみ処理広域化に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

また、し尿については、宇和島地区広域事務組合において広域的に処理していますが、下水道の整備状況等も考慮しながら、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

施策の内容

3-4-1 ごみ処理・リサイクル体制の充実

現行の体制に基づき、各施設の適正な維持管理と効率的な運営に努めるとともに、広域的連携のもと、県ごみ処理広域化計画等に基づき、宇和島地区広域事務組合による広域的な熱回収施設（焼却施設）やリサイクル施設、最終処分場の整備等を進め、新たなごみ処理体制への円滑な移行に努めます。

主要事業	広域廃棄物処理施設整備推進事業
------	-----------------

3-4-2 3 R 運動の促進

啓発活動の推進をはじめ、家庭における生ごみの堆肥化や資源物の団体回収の促進、紙類の分別収集や資源化の取り組み等を通じ、市民や事業者の自主的な3 R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さないライフスタイル・事業活動への転換を促します。

主要事業	ごみ減量化・資源化推進事業
------	---------------

3-4-3 適正なし尿処理の推進

広域的連携のもと、今後とも宇和島地区広域事務組合によるし尿の適正な収集・処理に努めます。

主要事業	し尿収集事業
------	--------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
ごみ総排出量	t	30,032 (平成 22 年度)	29,495
市民一人当たりのごみ排出量	g / 日	949.77 (平成 22 年度)	949.77
リサイクル率	%	19.4 (平成 22 年度)	22.4
市のごみ処理・リサイクルの状況に満足している市民の割合()	%	48.2	50.0
3 R 運動をしている市民の割合()	%	70.6	75.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 5 墓地・斎場の整備

施策の方針

市民ニーズに対応し、共葬墓地の維持管理と斎場の整備充実に努めます。

現状と課題

本市には、市営の共葬墓地が9か所あります。斎場施設においては、津島斎場を平成22年度末に老築化に伴い閉鎖し、現在、静愁苑、吉田斎場の2か所で火葬を行っています。しかし、両施設も建設後年数が経ち、市民ニーズに対応した施設の整備充実や適正管理が求められています。特に吉田斎場は、昭和53年に建設された施設で、老朽化が進み、多額の予算を投じて維持管理を行っている状況にあり、特に外壁・空調設備などの早急な大規模改修が必要となっています。

なお、静愁苑敷地内に通夜棟（通夜室2室・霊安室1室）を設け、市民サービスに努めています。

施策の内容

3-5-1 共葬墓地の適正管理

引き続き共葬墓地の適正管理に努めます。

主要事業	共葬墓地管理事業
------	----------

3-5-2 斎場の整備充実と適正管理

市民ニーズに対応し、斎場の整備充実、適正管理に努めます。特に吉田斎場については、老朽化に対応し、外壁・空調設備などの大規模改修を行い、維持管理を図ります。

主要事業	宇和島市葬祭施設管理事業
------	--------------

3 - 6 公園の整備と緑化の推進

施策の方針

スポーツ・レクリエーションの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上を図るため、公園・緑地の整備及び適正管理を図るとともに、快適な環境づくりに向け、緑化を推進します。

現状と課題

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションに親しむ場、市民相互の交流の場、子どもの遊び場であるとともに、人々の生活にうおいとやすらぎを与える空間として、また災害時の避難場所としての機能を持つ重要な施設です。

本市には、運動公園・総合公園・風致公園がそれぞれ1か所、歴史公園・地区公園がそれぞれ2か所、近隣公園が5か所、街区公園が8か所、都市計画区域外に設置する特定地区公園が1か所あるほか、レクリエーション都市の施設として整備された県管理公園が4地区あります。

本市ではこれまで、これら公園・緑地の整備を計画的に進め、平成18年度には、本格的なスポーツ施設等を備えた丸山公園が完成し、平成22年度には、憩いの広場として天赦公園の改修が完了しています。

しかし、児童・生徒数の減少や過疎化が進む中、子どもの健全育成の場・地域住民の交流の場としての地域特性に即した特色のある公園・緑地の整備や、人口動態に即したバランスのとれた公園・緑地の配置が求められているほか、これまで整備してきた公園・緑地の適正な管理・運営が課題となっています。

このため、今後は、全市的な公園・緑地整備の方向性を明確化し、効率的に整備を進めていくとともに、既存公園・緑地の改良及び適正管理を進めていく必要があります。

また、本市では、公共施設の緑化はもとより、きれいなまち宇和島をみんなでつくる条例に基づく市民の緑化運動、花いっぱい運動の促進に努めていますが、今後ともこれらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる快適な環境づくりを進めていく必要があります。

施策の内容

3-6-1 公園・緑地整備の総合的推進

全市的な視点に立ち、公園・緑地整備に関する指針づくりを図るとともに、これに基づき、公園・緑地・親水空間等の整備を総合的かつ計画的に推進します。

主要事業	公園管理事業
------	--------

3-6-2 既設公園の改良と管理体制の充実

大規模な運動施設から街区公園内の遊具まで、老朽化した既存公園施設・設備の改良・更新を順次行い、公園・緑地本来の機能が損なわれないよう努めるとともに、地域住民や各種団体、企業等による公園・緑地の管理を促進します。

主要事業	公園整備事業
------	--------

3-6-3 緑化の推進

公共施設の緑化を推進するとともに、市民意識の啓発を行いながら、市民及び各自治会、行政等が一体となった体制の確立のもと、緑化運動、花いっぱい運動を展開します。

主要事業	環境美化推進事業
------	----------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
市民一人当たりの都市公園面積	m ² /人	22.3	25.0
市の公園・緑地の整備状況に満足している市民の割合()	%	28.3	30.0
緑化事業本数(苗木配布数)	本	57,640	60,000
緑化運動や花づくり運動をしている市民の割合()	%	28.3	30.0
市の緑化の推進状況に満足している市民の割合()	%	27.4	30.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 7 消防・防災体制の充実

施策の方針

東日本大震災を教訓に、また南海・東南海地震の発生予測を踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域防災計画等の指針に基づき、総合的な危機管理体制の整備を図ります。

現状と課題

地球温暖化の影響等により、全国各地において台風や集中豪雨による被害が一層甚大なものとなっているほか、地震についても、わが国は地震大国といわれ、無感地震を含めるとほとんど毎日発生しています。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災は、歴史的な大規模災害となっており、本市においても、近い将来に発生が確実視される南海・東南海地震等に見舞われた場合、大きな地震動とあわせて大規模な津波が押し寄せることも想定されています。

このような状況の中、各種災害対策を十分に検討するとともに、さまざまな災害が同時発生することも視野に入れ、災害は、想像を超えた現象を伴う場合があり、甚大な被害をもたらすことが多いことを認識しなければなりません。

本市においても、市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の基本的な責務であり、重要な課題であると考え、地域防災計画を策定していますが、大規模な災害が発生した場合、どうしても市民や地域社会の災害対策活動が不可欠となります。

防災対策においては、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていくことが求められています。

特に地震は、台風や集中豪雨などの災害と異なり、突発的に発生するものであり、初期消火、救出救助などの発生直後の自助、共助の果たす役割が極めて大切です。大規模な地震、それに伴う津波や原子力発電所の事故等によって、同時多発的に被害が発生した状況では、行政の対応

にはおのずと限界があります。

また、避難所についても、避難が長期化したような場合、できる限り地域の自主防災組織を中心とした被災者の自主運営に切り替え、ボランティアがきめ細かなサポートをする体制が望ましいといわれています。

今後は、地域防災計画に基づき、各種防災訓練の実施、自主防災組織の育成により、危機管理体制の確立を図ることが必要です。また、消防団については、有事に備え恒常的な訓練を行い体制を維持していますが、国が積極的に推進する地方公務員等の消防団加入促進を行い、欠員となっている団員を確保するとともに、各種水利等の確保、老朽化に伴う消防機械器具等の計画的な更新、災害現場へ出動する団員自身の安全確保のための訓練環境の整備を行い、磐石の体制を編成する必要があります。常備消防についても、広域的連携のもとにさらなる充実が必要です。

また、同報系放送設備の未整備地域における早期整備や老朽化した設備等の更新、市内全域の災害時要援護者情報の把握、市職員全員の意識の高揚と迅速かつ適切な危機対応力の向上、治山・治水対策の推進など、総合的な防災体制の確立に努めなければなりません。

さらに、世界的に問題となっているテロの脅威などへの対応を図るため、国民保護計画の周知に努める必要があります。

施策の内容

3-7-1 防災意識の普及啓発

災害に対する備えを確かなものとするため、広報紙やホームページによる正確な情報発信により、市民の防災意識の向上に努めます。

主要事業	防災体制強化事業
------	----------

3-7-2 地域に根ざした防災活動の促進

「自分たちの地域は、自分たちで守る」体制の確立に向け、消防本部等関係機関と連携し、自主防災組織結成への継続的な働きかけと、訓練指導及び活動資機材の助成事業を展開し、その結成及び活動を支援します。

主要事業	防災体制強化事業
------	----------

3-7-3 消防団組織の充実強化

国が推進している地方公務員等の積極的な加入促進を図り、欠員補充に努めるとともに、研修・訓練の充実により、団員の資質向上と二次災害防止に努めます。

老朽化の著しい消防施設及び資機材等の計画的な更新、消防水利の確保を図ります。

主要事業	防災体制強化事業
------	----------

3-7-4 常備消防の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や消防施設・装備の計画的な更新を進め、宇和島地区広域事務組合による常備消防・救急体制の充実を努めるとともに、常備消防の広域化方針に対し、今後の常備消防のあり方について検討を行い、それに基づく体制整備を進めます。

主要事業	防災体制強化事業
------	----------

3-7-5 市役所の全庁的な危機対応力の向上

指揮本部の指示に基づき迅速かつ適切に対応できる体制を市役所内に構築するため、定期的な訓練や意識啓発を積極的に推進し、すべての市職員の危機管理に対する共通認識の浸透と危機対応力の向上を図ります。

主要事業	防災体制強化事業
------	----------

3-7-6 防災施設等の整備充実

同報系放送設備未整備地区における新設を図り、緊急時の正確な情報提供に努めます。

備蓄施設の整備充実及び資機材の備蓄、災害時要援護者避難支援体制の充実、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。

主要事業	同報系放送設備整備事業
------	-------------

3-7-7 治山・治水対策の推進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を進めます。

主要事業	防災対策事業
------	--------

3-7-8 武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく情報の提供、関係機関の連携協力などの施策を推進します。

主要事業	防災体制強化事業
------	----------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
自主防災組織の組織率	%	87.2	100.0
消防団員数	人	2,191	2,300
市の消防・防災体制に満足している市民の割合()	%	38.9	80.0
避難路・避難場所を知っている市民の割合()	%	84.3	100.0
この1年間に防火・防災訓練に参加した市民の割合()	%	52.6	60.0
食料・飲料の備蓄や家具の転倒防止など災害対策をしている市民の割合()	%	35.9	50.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 8 交通安全・防犯体制の充実

施策の方針

事故や犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、交通安全対策の一層の推進、市民と一体となった防犯体制の強化を図ります。

現状と課題

交通事故件数及び交通事故死者数はいずれも全国的に減少傾向にあります。高年齢者関連事故の割合が年々上昇しており、特に高年齢者の死者数は全死者数の半数を超えています。

本市では、警察や宇和島市交通安全推進協議会などの関係機関・団体と連携し、交通指導員を中心とした交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交差点などの危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

このような中、宇和島市内の平成23年における交通事故発生件数は327件、死傷者数は409人（死亡者1人、負傷者408人）で、いずれも減少傾向にあります。依然として1日1件程度発生し、また高年齢者の事故の割合も高く、より一層の対応が求められる状況にあります。

このため、平成23年度に策定した交通安全計画に基づき、今後の四国横断自動車道や宇和島道路、国・県道の整備等による通過交通量の一層の増加や、高齢化の急速な進行も考慮し、高齢者や子どもを中心とした交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、見通しの悪い交差点など危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策の総合的推進が必要です。

また、近年、子どもが被害者となる凶悪犯罪の発生、インターネットや電話を使った顔のみえない犯罪の発生、犯罪の低年齢化、広域化等を背景に、防犯体制の強化が特に重視されています。

本市では、警察や宇和島地区防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進やパトロールカーによる定期的なパトロールの実施、青色防犯パトロール隊の活動促進、防犯灯の設置等に努めています。特に、平成22年度には青色防犯パトロール隊連絡協議会が設立され、体制が

強化されました。

このような中、犯罪発生件数の増加には一定の歯止めをかけることができたが、平成23年度における宇和島市内の犯罪発生件数は740件となっているほか、昨今の青少年を取り巻く環境の変化や核家族化、地域連帯感の希薄化等に伴い地域における犯罪防止機能の低下が懸念されています。

このため、今後は、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、街頭犯罪や侵入犯罪の抑止対策をより一層推進し、「安全・安心を肌で感じる21世紀の宇和島づくり」をスローガンに、犯罪の予防活動に努める必要があります。

施策の内容

3-8-1 交通安全に関する啓発等の推進

交通安全計画に基づき、関係機関・団体との連携のもと、交通指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育・啓発活動を効果的に推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。特に、近年事故に関連する割合が高くなっている高齢者を対象とした効果的な取り組みを積極的に推進します。

主要事業	交通安全啓発事業
	交通安全団体育成事業

3-8-2 交通安全施設の整備

危険箇所の点検・調査を行いながら、国・県道の歩道設置をはじめとする安全な道路環境の整備を要請していくとともに、市道等についても、交通量の多い路線や通学路、見通しの悪い交差点を中心にガードレール、カーブミラー、交差点反射鏡などの交通安全施設の整備、危険箇所の改善を図ります。

主要事業	交通安全施設整備事業
------	------------

3-8-3 防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動の促進

関係機関・団体との連携のもと、啓発活動やパトロール活動等の充実を図り、市民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに、青色防犯パトロール隊の組織的活動の充実や防犯に関するネットワークの形成など、市民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

主要事業	防犯団体育成事業
------	----------

3-8-4 防犯環境の整備

犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、地域における防犯灯の整備を支援します。

犯罪の起こりにくい環境づくりに向け、道路や公園等の公共的空間の見通しの確保や死角の解消に努めます

主要事業	防犯灯整備事業
	防犯環境整備事業

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
交通事故発生件数	件	327	230
交通事故死亡者数	人	1	0
交通事故負傷者数	人	408	290
犯罪発生件数	件	740	460
防犯灯設置数(延べ)	基	7,463	8,000
青色防犯パトロール隊組織数	組織	18	20
市の交通安全・防犯体制に満足している市民の割合()	%	25.7	30.0
身近な地域での防犯活動に参加している市民の割合()	%	13.5	15.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

3 - 9 消費者対策の充実

施策の方針

消費者の自立支援とトラブルの未然防止に向け、近年の環境変化を踏まえた消費者対策を推進します。

現状と課題

近年、食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題、出会い系サイト・インターネット接続回線などインターネット関連の相談が増加しています。消費者被害は全国的に深刻化する傾向にあり、また、複数の金融業者から借入れをしている多重債務者が増加しているほか、施設・設備や電気製品等による生命や身体に危害が及ぶような事件・事故も後をたたず、身近な安全・安心に対する人々の関心が高まっています。

平成 21 年 9 月には、消費者の立場に立つ国の機関として、消費者庁と消費者委員会が創設されました。

本市では、平成 19 年度に消費生活相談窓口を設置して相談員を配置し、平成 21 年度には宇和島市消費生活センターを開設しました。消費者相談の件数は平成 19 年度からはほぼ横ばい傾向にありますが、その内容は複雑・多様化している状況です。また、高齢者からの相談が増加しており、今後、高齢者に向けた消費者被害対策が重要な課題といえます。

市民の安全・安心の確保は、国・県・市の基本的な責務であり、企業も安全な製品やサービスを提供する責務は負わなければならない、それらによる事故があった場合は、被害の拡大防止のため迅速な対応を行わなければならない。また、消費者自らも、製品の安全な取り扱いや事業者への的確な対応ができるような知識・習慣を養うことが求められます。

このため、今後一層、関係機関・団体との連携を密にしながら、消費者教育・啓発の推進や相談窓口の充実等に努める必要があります。

施策の内容

3-9-1 消費者教育・啓発等の推進

宇和島市消費生活センターにおいて、県生活センター等関係機関・団体との連携のもと、消費者講座の開催や学校教育、生涯学習における消費者教育の推進、広報紙・ホームページ等の活用による消費生活情報の提供など、消費者教育・啓発等を推進し、市民の消費生活意識の高揚に努めます。

特に消費者被害の増加が懸念される高齢者に対し、高齢者関係各課・団体等と連携して消費者講座を開催し、未然に被害が防止できる知識の習得、宇和島市消費生活センター相談窓口の紹介等を行い、高齢者の消費者被害対策に努めます。

金融学習グループの育成等を通じ、市民の自主的な消費生活に関する知識の習得等を促進します。

主要事業	消費者教育事業
	消費者啓発事業
	金融学習グループ事業

3-9-2 消費生活相談窓口の充実

宇和島市消費生活センターにおいて、専任相談員により、専門的な知識を持って具体的な解決方法の検討・助言、必要に応じて専門機関のあっせんを行い、消費者の問題解決に努めます。

主要事業	消費者相談窓口事業
------	-----------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
消費生活相談件数	件	164	150
高齢者等の消費者啓発講座受講者数	人	30	200

第4章 人々が集う魅力ある便利で安全なうわじま

4 - 1 計画的な土地利用の推進

施策の方針

市の一体的かつ均衡ある発展に向け、基本構想「土地利用の方向」に基づき、土地利用関連計画の見直し及び総合調整を図り、計画的な土地利用を推進します。

現状と課題

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、あらゆる活動の共通の基盤であり、住民生活の向上や産業振興のためには、高度かつ有効な利用が必要です。

本市は、愛媛県の西南部に位置する、東西 38.15km、南北約 34.94 km、総面積 469.58km²のまちで、県内 20 市町のうち 4 番目に広い市域を有しており、西側一帯は宇和海に面し、その他三方は急峻な山々に囲まれ、沿岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が形成されています。

本市ではこれまで、旧 4 市町の総合計画や土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきましたが、農林業の低迷による農地や森林の荒廃、市街地の空洞化、中山間地域を中心とした過疎化の急速な進行など、さまざまな問題が表面化しています。

このような中、ミカン栽培と美味米生産に代表される特色ある農業のまちとして、優良農地を保全・活用していくとともに、環境保全の重要性が叫ばれる中、雄大で美しい自然環境・景観や森林の保全に努めることが重要な課題となっています。しかし一方では、四国西南地域の中核拠点都市としての人々が集う魅力ある市街地環境・商業環境の整備や観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や産業振興を目指した都市的な土地利用を進めていくことも大きな課題となっています。

このため、四国横断自動車道の開通による効果や影響などを的確に見据えながら、長期的・広域的な視点に立ち、土地利用関連計画の見直し及び総合調整によって全市的な土地利用の方向性を明確化し、これに基づく計画的かつ調和のとれた土地利用を進めていく必要があります。

また、本市では、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査事業を行っています。地籍調査事業とは、これまで不明確であった土地の実態を正確に把握するため、土地一筆ごとに土地所有者（または管理人）立会のもと所有者、地番、地目及び境界に関する調査を行い、その測量、面積測定後、それらの成果として、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する事業です。現在の進捗率をみると、全国では約49%、愛媛県では約78%、本市では66%となっています。

地籍調査事業の成果は、公共事業等の効率化や課税の適正化などさまざまな行政分野で有効に活用することができることから、調査体制の充実のもと、事業を計画的に推進し、早期完了を目指す必要があります。

施策の内容

4-1-1 計画的な土地利用に向けた体制の整備

本市の実情と将来展望に即した計画的な土地利用を推進するため、県等関係機関との連携のもと、各種都市計画の見直し及び農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画の見直しを一体的に行い、全市的な土地利用の方向性の明確化を図ります。

主要事業	土地利用関連計画見直し事業
------	---------------

4-1-2 適正な土地利用への誘導

土地利用関連計画や関連法、関連制度等の周知及びこれらに基づく規制・誘導に努め、適正な土地利用の促進や無秩序な市街地化の防止に努めます。

主要事業	計画的土地利用推進事業
------	-------------

4-1-3 地籍調査事業の推進

地籍を明確化し、土地の適正かつ有効な活用を図るため、関係機関との連携のもと、啓発活動や調査体制の充実を進めながら、地籍調査事業を計画的に推進し、早期完了を目指します。

主要事業	地籍調査事業
------	--------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
地籍調査事業の進捗率 (計画面積に対する調査済面積)	%	66.0	68.0

4 - 2 市街地の整備

施策の方針

人々が集う魅力ある市街地の再生と創造に向け、都市計画マスタープランに基づき、また中心市街地活性化基本計画の策定を図り、計画的な市街地整備を進めます。

現状と課題

良好な市街地の形成は、人々の定住と交流を促進するとともに、活力ある産業活動を支える重要な要素であり、地域の発展に欠かせないものです。

本市では、健康で文化的な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、市街地と重要な幹線道路の沿道を中心とした地域を宇和島都市計画区域として指定し、宇和島地区及び津島地区の中心部においては用途地域が指定されています。

本市ではこれまで、良好な市街地環境づくりに努めてきましたが、社会・経済情勢の変化に伴い、市街地の空洞化や商店街の衰退、未利用地の増加といった問題が表面化しており、四国西南地域の中核拠点都市としての多様な都市機能の維持・強化、快適で安全な居住空間の創出等に向けた計画的な市街地整備が課題となっています。

このため、平成23年度に策定した都市計画マスタープランに基づき、また中心市街地活性化基本計画の策定を図り、全市的な都市づくり体制の確立を目指しながら、土地の高度利用や都市施設の整備を進め、人々が集う魅力ある市街地の再生と創造を進めていく必要があります。

施策の内容

4-2-1 市街地整備体制の確立

都市計画マスタープランに基づき、中心市街地の整備方針を定めた中心市街地活性化基本計画の策定を図るとともに、関連部局、関係機関・団体との連携強化や市民への都市計画に関する啓発等を通じ、全市的な都市づくり体制の確立及び気運の醸成を図ります。

主要事業	中心市街地活性化基本計画策定事業
------	------------------

4-2-2 適正な市街地形成の誘導

都市計画マスタープラン及び中心市街地活性化基本計画に基づき、都市計画法に基づく適正な市街地の形成を誘導し、中心市街地における商業・業務機能をはじめとする多様な都市拠点機能の維持・充実、快適で安全な居住空間の創出等に努めるとともに、その他の市街地においても、その役割や用途に応じた都市機能の充実に努めます。

主要事業	都市計画事業
------	--------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
市の中心市街地の整備状況に満足している市民の割合()	%	16.9	20.0
都市計画道路整備率	%	70.1	80.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

4 - 3 景観の形成

施策の方針

美しく個性的なまちづくりとうるおいのある豊かな生活環境の創造に向け、景観計画に基づき、地域固有の景観の整備・保全を進めます。

現状と課題

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成とうるおいのある豊かな生活環境の創造にとって不可欠なものであり、自治体においても、地域の自然や歴史文化等の調和によって形成された地域固有の美しい景観を、住民共通の財産として整備・保全していくことが求められています。

本市は、西国の伊達領として栄えた歴史を持つ歴史ロマンのまちであり、歴史的・文化的景観に恵まれているとともに、「耕して天に至る」といわれる段畑を有するなど、独特の景観を形成しています。

このような中、本市では、景観条例の制定のもと、城山周辺の景観保全に努めてきたほか、平成17年には国の景観法に基づく景観行政団体となり、景観行政の担い手として具体的な施策を実施する景観計画区域の設定等を進め、平成19年4月には遊子水荷浦地区景観計画を策定しました。

計画区域の景観形成にあたっては、農業や漁業等の地域産業の活性化を図りながら、景観を構成する建築物や工作物等を適切に誘導し、地域が一体となって景観形成を進めることが重要です。

特に、遊子水荷浦の段畑は、自然と人間の生活の中でつくられた独特の景観であり、地域の財産として適切に保護することが必要です。また、津島地区岩松においても、明治から昭和初期を中心にした古い町並みが残っており、その保存・活用が求められています。

施策の内容

4-3-1 市街地の文化的景観の形成 [重点プログラム]

景観条例や屋外広告物条例に基づき、市民及び事業者の意識啓発を図りながら、市街地を中心とした歴史文化と共生する個性的で美しい都市景観の形成を進めます。

主要事業	景観形成事業
------	--------

4-3-2 遊子水荷浦の段畑の保存・管理・活用 [重点プログラム]

段畑の保存・活用と農林水産業など地域産業の活性化の視点に立ち、段畑を中心に集落や養殖イカダが浮かぶ海域を含めた景観計画に基づき、地域一体となった景観形成を進めます。

主要事業	歴史的景観形成事業
------	-----------

4-3-3 津島地区岩松の伝統的な町並みの保存整備 [重点プログラム]

伝統的建造物群保存地区の指定に向け、町並み保存地区とその周辺地域も含めた広い範囲を景観計画区域に指定して景観計画を定め、岩松の古い町並みの保存に努めます。

主要事業	歴史的景観形成事業
------	-----------

成果指標

指標名	単位	平成23年度 (実績)	平成29年度 (目標)
景観計画区域の指定	件	1	2
住まいの周りの街並み景観に満足している市民の割合()	%	36.2	50.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

4 - 4 住宅施策の推進

施策の方針

定住・移住の促進と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、市街地整備等を通じた良好な住宅地の形成を誘導するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建て替え・改善等を進めます。

現状と課題

良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進する重要な要素であり、まちづくりの基本となるものです。

本市は、農林水産業のまちとしての特性や広域的な拠点としての位置づけをはじめ、多様な特性・資源を有するまちですが、少子高齢化の急速な進行や産業全体の低迷等に伴い、人口減少が急速に進んでおり、新たな住宅地の形成をはじめ、定住・移住、U・J・Iターンの促進に向けた施策の一層の展開が求められています。

また、市営住宅については、平成23年度末現在、1,135戸を管理しています。

本市ではこれまで、市民ニーズに即した市営住宅の整備・管理を計画的に進めてきました。平成18年度には、高齢化の進行に対応し、シルバーハウジングとして、県内で3か所目の高齢者にやさしい住宅の整備を行いました。

しかし、本市の市営住宅は、昭和30・40年代に建設された小規模な住宅が中心となっており、全体的に老朽化が進んでいるほか、質的にも十分とはいえない状況にあり、老朽化した住宅の建て替えや質の向上が重要な課題となっています。

このため、平成22年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、質の向上はもとより、福祉的視点や若者の定住促進といった視点を取り入れながら、老朽化した市営住宅の建て替え・改善等を計画的に進めていく必要があります。

施策の内容

4-4-1 良好な住宅地の形成

定住・移住の促進による人口減少の歯止めと安全・安心・快適な住環境の確保に向け、居住系市街地の計画的整備や民間開発の適切な誘導等により、良好な環境の新たな住宅地の形成を進めます。

南海・東南海地震に備え、民間木造住宅等の耐震診断及び地震対策を支援します。

主要事業	民間住宅耐震診断改修補助事業
------	----------------

4-4-2 市営住宅の整備・管理

公営住宅等長寿命化計画に基づき、総合的な住環境の向上はもとより、若者の定住促進、高齢者や障がい者、子育て家庭への配慮といった視点に立ち、老朽化した住宅の建て替え・改善等を計画的に進めるとともに、家賃滞納への適切な対応に努めます。

主要事業	公営住宅整備事業
	家賃滞納整理事業

4-4-3 定住・移住の促進に向けた情報発信

空き家情報をはじめ、本市への定住・移住、U・J・Iターンを促進する多様な情報の発信に努めます。

主要事業	移住促進空き家バンク事業
	移住体験住宅
	移住情報の発信

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
バリアフリー型公営住宅数	戸	65	137
耐震基準に適合した公営住宅の割合	%	54.8	60.0
家賃滞納分収納率	%	15.6	18.0
小集落改良住宅建て替え戸数	戸	0	108
市の公営住宅の整備状況に満足している市民の割合()	%	12.5	15.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

4 - 5 道路・交通網、港湾の整備

施策の方針

広域交流拠点としての機能を強化し、市の発展可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、市内道路網の計画的な整備、公共交通機関の充実を進めるとともに、港湾の整備を進めます。

現状と課題

道路は、まちの骨格を形成するとともに、住民生活の向上や産業経済の活性化、均衡ある発展に不可欠な都市基盤です。

平成24年4月現在、本市の道路網は、国道56号を主要幹線として、国道320号・378号、主要地方道6路線、一般県道25路線、市道3,201路線で構成されているほか、宇和島道路・津島道路として四国横断自動車道の整備が進められています。

四国横断自動車道については、現在、津島高田IC～西予宇和IC間の供用が開始され、これに連なる宇和島道路の津島高田IC～岩松IC間が開通に向けて工事の進捗が図られており、また、岩松以南の津島道路岩松～愛南町（柏）間が事業化されるなど、高速交通体系が着実に形成されつつあります。しかし、高速道路本来の効果を発揮するためには、四国が8の字の高規格道路で結ばれる必要があり、津島地区以南から高知県四万十町までの早期整備を要請していく必要があります。

国道については、本市の主要幹線として、引き続き国道56号、国道320号の改良等を要請していく必要があります。また、県道は、国道とともに幹線道路網を形成し、重要な役割を果たしていますが、半島部などの海岸路線においては、地形的な制約により曲折の多い狭隘な道路が多く、今後さらなる改良を促進していく必要があります。

市道については、幅員3.5m未満の狭隘な道路が多く、改良率も低く整備が遅れており、早急な整備が必要となっています。市街地においては歩車道の分離や緑化など質的な向上を図るとともに、各種道路が機能分担する体系的な道路網を形成することが求められています。また、周

辺地域においては拡幅など改良に努め、地域間を結ぶ生活道路として国道、県道との連携を深めながら整備を図る必要があります。

橋梁については、全体的に老朽化が進んでおり、橋梁の長寿延命化修繕計画を作成し、補強等による延命化を図る必要があります。また、九島架橋については、島民への行政サービスの地域間格差を早期に解消するため、平成27年度末の供用開始を目指しています。

公共交通機関については、鉄道網として、JR予讃線とJR予土線が走り、これら2路線の結節点である宇和島駅をはじめ、9つの駅を有するほか、民間の路線バスや高速バスが運行され、さらに市においても路線バスの廃止路線を中心にコミュニティバスを運行しています。

また、海上交通として、市内2事業者により本土と離島を結ぶ離島航路が運行されています。

本市では、これら公共交通の充実に取り組んできましたが、急速な少子高齢化・人口流出時代の到来や移動手段に関する選好の変化等の社会情勢の変化に伴い、公共交通の利用者は長期的に減少傾向にあります。このような中、高齢者や障がい者、通学者、離島住民などの交通手段としてだけでなく、産業経済・観光・文化分野との連携、環境問題・高齢社会への対応の面からも、公共交通の充実が重要な課題となっています。

このため、公共交通のあり方、維持・運営の方向性について、多様な主体による総合的な検討を図るほか、広域的な交通手段としての鉄道の利便性向上、市民の日常生活における身近な交通手段としての路線バスや離島航路の維持・確保、コミュニティバスの充実に努めるなど、地域の実情や地域住民、来訪者のニーズに合った取り組みを進める必要があります。

また、本市には、県管理の重要港湾である宇和島港、地方港湾である玉津港・岩松港、市管理の吉田港の4つの港湾があります。

宇和島港は、宇和海の離島を結ぶ交通の要衝として、また南予地方の物流拠点港として大きな役割を担っていますが、近年の外航船舶の大型化には未対応であり、施設の老朽化も進んでいることから、物流の低廉性・安全性の面から改善が求められています。また、狭い海域では一般貨物船・漁船・遊漁船などの混在による効率性・安全性の低下などの問題もみられ、港湾機能の一層の充実が求められています。

また、市管理港湾である吉田港は、かつては生糸や木材、柑橘などの積出港として、活気を呈していましたが、道路整備に伴う陸上輸送への転換によって港湾の様相は変化し、現在は水産品等の取り扱い港として利用されています。現有施設は老朽化しており、適正な維持管理が必要となっています。

施策の内容

4-5-1 四国縦貫・横断自動車道の整備促進

四国横断自動車道宇和島道路津島高田IC～岩松IC間の早期完成を関係機関に積極的に要請していくとともに、事業化が決定された津島道路岩松～愛南町（柏）間の整備が早期着手されるよう、地元として協力しながら関係機関に積極的に要請していきます。

四国西南地域における産業経済の活性化、観光の振興、交流人口の増加を図るため、四国8の字ネットワークの早期完成を関係機関に積極的に要請していきます。

四国縦貫・横断自動車道の暫定2車線区間の複線化を図られるよう、関係機関に要請していきます。

主要事業	地方道路交付金事業
	高速自動車道周辺整備対策事業

4-5-2 国・県道の整備促進

本市の主要幹線として、国道56号及び国道320号の整備を要請していきます。

県道について、生活・産業基盤の確立を図るため、生活バス路線を優先して計画的な整備を要請していきます。特に宇和島地区と吉田・三間・津島地区を結ぶ県道については重点的に要請していきます。

主要事業	整備促進要望
------	--------

4-5-3 市道等の整備

集落間を結ぶ道路や公共施設関連道路を重点に整備していくほか、生活道路については、緊急度・必要性を考慮しながら、順次計画的に整備していきます。

道路・橋梁の点検を定期的を実施し、補修及び危険箇所の整備を行います。

九島架橋の早期完成に向けて、国及び県に対し、予算の重点的な配分を要請していきます。

主要事業	地域再生基盤強化交付金事業
	社会資本整備総合交付金事業
	道路維持事業
	交通安全対策事業
	橋梁の長寿延命化修繕計画策定事業
	九島架橋建設事業

4-5-4 快適な道路空間の形成

道路の清掃・美化を進めるとともに、市民の自主的な環境美化・保全活動を促進します。

公道上の不法占用物件、路上放置自転車について、適正な指導及び撤去を行い、適切な道路利用のための管理を強化します。

主要事業	交通安全対策事業
------	----------

4-5-5 公共交通の充実

産業経済・観光・環境分野等と連携した公共交通のあり方、維持・運営の方向性について、道路管理者・交通事業者・地域住民等多様な主体による総合的な検討、合意形成を行います。

JR 予讃線・予土線の運行ダイヤの充実など利便性の向上を働きかけていくとともに、予讃線へのフリーゲージトレイン（新幹線が在来線に直通運転することができるよう、車輪の幅を自動的に変えられる電車）やハイブリッド車両の早期導入に向けた要望活動を推進します。

市民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、路線バス・コミュニティバスの維持・効率化に努めるとともに、低床バス導入や乗り継ぎの円滑化などにより、一層の利便性向上を図ります。

離島に住む市民の暮らしを支える重要な交通手段として、離島航路の利便性の確保と運行の効率化に努めます。

主要事業	地域公共交通会議設置・開催事業
	地域公共交通活性化協議会設置・開催事業
	鉄道整備推進事業
	生活交通バス路線維持・確保事業
	コミュニティバス運行事業
	離島航路維持・確保事業

4-5-6 港湾の整備

港湾計画等に基づき、重要港湾である宇和島港について、物流機能の強化や港湾再開発の推進、親水・レクリエーションの場の整備、臨港交通体系の充実、ゾーンごとの合理的な港湾空間の利用など、総合的な整備を促進するとともに、玉津港・岩松港についても計画的な港湾整備を促進していきます。

吉田港について、物流をはじめ、生活・産業を支える重要な社会基盤として、適正な維持管理に努めるとともに、海洋レクリエーション施設（小型船係留施設等）の整備について検討していきます。

主要事業	港湾整備事業
------	--------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
市道改良率	%	28.9	32.0
市道舗装率	%	84.1	85.0
市の道路の整備状況に満足している 市民の割合()	%	31.5	35.0
コミュニティバス年間乗車人員	人	40,607	41,000
市の公共交通機関の便利さに満足し ている市民の割合()	%	27.0	30.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

4 - 6 情報化の推進

施策の方針

市民の安全・安心でより質の高い暮らしの確保と利便性の高い市民サービスの提供を目指すとともに、地域活性化を図るため、ICT（情報通信技術）環境の充実と利活用を推進します。

現状と課題

インターネットの普及により、いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットワークに簡単につながり、さまざまな情報を瞬時に受発信することができる環境が実現しています。

本市では、第一次宇和島市総合計画及び国の次世代ブロードバンド戦略2010に基づき、情報化の推進に向けた取り組みを行うとともに、平成23年度の地上デジタル放送への完全移行にあわせ、テレビ難視聴地域の解消とブロードバンド環境（大容量のデータを高速でやりとりできる通信環境）の整備を目的に光ファイバケーブルによるケーブルテレビ施設整備を行い、地域情報化を推進してきました。

また、新たな情報メディアとしてコミュニティ放送局「FMがいや」を開局し、地域に密着した情報提供により地域の活性化を図りながら、災害発生時の市民への情報提供の手段として期待しています。

住民記録関連業務、各税・保険関連業務、福祉関連業務等の行政基幹業務システムについては、平成17年の合併時に導入した総合行政システムの更新を平成22年度に行い、業務の敏速化及び安定化を図っています。さらに平成23年度には、大規模災害時等の業務継続及びデータ保全の観点から、総合行政システムのサーバ機器を遠隔地の民間データセンターへ移設しました。同様に合併時に整備した地域イントラネットワーク（公共施設を高速・超高速で接続するネットワーク）設備についても、平成24年度から機器更新を進め、回線や電源の冗長化等を行い安全性の向上を図りつつ、回線速度についても大幅に向上させる予定です。

しかし、電子市役所の構築に向けた取り組みについては、県電子自治体推進協議会の解散及び県電子申請システムの運用停止等により情報化が進んでない状況となっています。

今後の課題としては、高度情報化の恩恵を市民だれもが享受できる社会の実現を目指す情報化の取り組みが必要となっています。

施策の内容

4-6-1 ICTを利活用した便利で安全・安心な地域づくり

防災をはじめ、保健・医療・福祉、環境、防犯・交通安全、教育・人材育成など、市民の暮らしに身近な分野において、ICTを利活用することにより、便利で安全・安心な地域づくりを目指します。

主要事業	地域情報格差是正事業
	地域高度情報化事業

4-6-2 市民本位の効率的な電子行政の実現

庁内における各種情報システムの維持・充実に努めるほか、コンビニエンスストアにおける住民票等の証明書交付サービスに係るシステムの構築など新たな取り組みを推進し、市民の利便性の向上を図りながら行政の一層の効率化を進め、市民本位の電子行政サービスを提供します。

主要事業	電子自治体構築事業
------	-----------

4-6-3 情報化の環境づくり

市民及び職員の意識高揚と情報活用能力の向上に向け、情報化に関する教育・研修を推進するほか、各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、時代変化に即した情報セキュリティ対策を推進します。

厳しい財政状況の中、低コストで効率的な行政運営を行うため、情報の共有・集約、事務のスピード化、安全性の向上、コストの削減などの観点から、サーバ統合、クラウドコンピューティング（インターネット上のサーバを利用して作業を行うことができるコンピュータの利用形態）、SaaS（必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェアの提供形態）等のICTを利活用し、行政システムの効率化・高度化を図ります。

主要事業	地域情報格差是正事業
	行政情報管理事業

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
超高速インターネット利用可能世帯の割合	%	96.2	100.0
ケーブルテレビのサービスエリア	%	92.8	100.0
電算システム等のクラウド・SaaS 等への移行率	%	0	100.0
コンビニエンスストアにおける証明書交付率	%	0	30.0
市の情報通信網の整備状況に満足している市民の割合()	%	32.3	50.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

第5章 新時代を拓き生き抜く人材を育成するうわじま

5 - 1 学校教育の充実

施策の方針

新時代の本市を担う人材の育成に向け、生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）を育む教育活動の推進、学校施設の耐震化をはじめ、総合的な学校教育環境の向上に努めます。

現状と課題

少子化や核家族化の進行をはじめ社会・経済情勢が大きく変化する中、児童・生徒の学力の低下、規範意識の低下、不登校、非行、健康・体力面の課題など児童・生徒の課題とともに、教員の資質向上や教育ニーズの多様化に的確に対応できる学校運営など、教育課題は極めて複雑・多様化しています。このような中、国では学習指導要領を9年ぶりに改訂し、脱ゆとり教育、基礎的な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を強調した「生きる力」を育む教育を一層推進することとしています。

本市には、市立の幼稚園が8園あるほか、小学校が32校、中学校が7校あります。

本市では、社会変化に即した教育内容の充実や学校施設の整備をはじめ、教育環境の整備を積極的に進めてきましたが、少子化や人口減少に伴い園児・児童・生徒が年々減少し、学校の統廃合をはじめ、南海・東南海地震に備えた学校施設の耐震化や津波への対応策の推進、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていくための教育内容の一層の充実、いじめや不登校などへの対応、給食体制の充実、安全性の確保などが課題となっています。

このため、今後は、学校施設のさらなる整備や学校統廃合の検討・推進を図り、子どもたちが安全に安心して伸び伸びと活動できる環境づく

りに努めるとともに、幼児教育機能の充実や生きる力の育成を重視した特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、学校給食センターの整備、さらには家庭、地域、学校が一体となった安全対策の推進など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

施策の内容

5-1-1 幼稚園教育の充実

園児数が減少する中、生きる力の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、地域との交流活動の推進、小学校との連携強化による指導体制の充実、自主性を育む生活習慣づくりなどの取り組みを強化していくとともに、幼稚園と保育所の統合・一体化について検討していきます。

主要事業	教育活動・教育環境整備事業
------	---------------

5-1-2 生きる力を育む教育活動の推進

確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小中学校の連携強化を図るとともに、児童・生徒の能力に応じた指導の推進、表現力を高めるための授業、より体験的な学習や問題解決的な学習を重視した授業への改善・工夫を図ります。

本市の自然や歴史、産業、人材など地域の教育力を活用した特色ある教育・特色ある学校づくりの推進、外国語教育、情報教育、環境教育、キャリア教育（職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育）など社会変化に対応した教育の充実を図ります。

豊かな人間性の育成に向け、互いの人権を尊重し助け合い、思いやる心を育む道徳教育や人権教育、福祉教育、高齢者や障がい者との交流事業の充実を図ります。

健康・体力の育成に向け、体育、健康教育の充実、部活動の充実を図るとともに、関連部門が一体となって食育を推進します。

関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

地域との交流や施設の開放、学校を支援するボランティア活動の促進、地域住民による学校評価の実施など、家庭や地域と一体となった開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを進めます。

主要事業	特色ある学校づくり推進事業
	生きる力を育む教育推進事業
	特別支援教育推進事業

5-1-3 学校施設の整備と統廃合の検討・推進

耐震化をはじめ、老朽化への対応や安全管理の充実等に向け、城東中学校・戸島小学校の改築や統合寄宿舍の建設をはじめ、学校施設の整備を計画的に推進します。

情報教育のためのパソコンの更新など、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

園児・児童・生徒数の減少を考慮し、教育環境の充実を図るため、地域住民の意見を尊重しながら、学校施設の統廃合及び学区の再編を検討・推進します。

主要事業	学校施設耐震化事業
	学校統廃合検討事業

5-1-4 心の問題への対応

いじめや不登校、非行等の問題行動を生まない学校づくりのための生徒指導の充実、相談員の配置等による相談体制の充実を図り、心の問題へのきめ細かな対応に努めます。

主要事業	生徒指導推進事業
	健全育成推進事業

5-1-5 学校給食の充実

新たな学校給食センターの整備をはじめ、全市的な給食体制の充実を図り、安全・安心でおいしい給食の提供と地産地消、食育の視点に立った取り組みを進めます。

主要事業	給食施設整備事業
	給食運営事業

5-1-6 教職員の資質・能力の向上

教職員の研修や研究活動の充実を促進し、教育専門職としての自覚と使命感の高揚、指導力の向上に努めます。

主要事業	教職員の指導力向上事業
------	-------------

5-1-7 総合的な安全対策の推進 [重点プログラム]

見守り活動の充実促進をはじめ、安全な通学路の整備やスクールバスの運行など環境整備等を行い、児童・生徒の登下校時の安全対策の一層の強化を進めるとともに、地震・津波対策として、地域住民と協力しながら、避難経路の確保・確認・周知をさらに徹底し、子どもの危機回避能力を高めていきます。

保護者や地域住民と一体となって、防災・防犯に関する体験的学習や防災・防犯訓練を実施し、子どもの防災・防犯意識を高めていきます。

主要事業	健康安全教育推進事業
------	------------

5-1-8 高等学校・高等教育機関との連携

市一体となって地域活性化とそのための人材育成を進めるため、市内の高等学校・高等教育機関との連携を強化し、教育内容の充実や地域との交流を促進していくほか、大学など新たな高等教育機関の誘致に向けた取り組みを推進します。

主要事業	産・学・官連携推進事業
------	-------------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
学校施設（校舎）の耐震化率	%	50.5	100.0
学校施設（体育館）の耐震化率	%	66.7	100.0
不登校児童・生徒数	人	49	0
いじめの発生件数	件	28	0
食材の地元調達率(地産地消)	%	32.7	35.0
統合した学校数	校	0	6
スクールバス利用校数	校	1	2
児童・生徒数（南中除く）	人	6,199	5,543
市の幼稚園・小中学校などの学校教育環境に満足している市民の割合（ ）	%	22.3	50.0

注）（ ）の市民の割合（実績）は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

5 - 2 生涯学習の充実

施策の方針

いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、その成果が本市のまちづくりに生かせる生涯学習社会の確立に向け、推進体制の整備のもと、総合的な学習環境の整備を図ります。

現状と課題

近年、情報化の進展や産業構造の変革など社会環境が急速に変化する中、人々は新たな知識・技能の習得を求められています。また、生活水準の向上や平均寿命の伸長、自由時間の増大等を背景に、個々の必要性に応じた、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習社会の確立が求められています。

国では、各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するという「知の循環型社会」の構築の重要性を示しています。

本市では、生涯学習センターや公民館をはじめとする生涯学習関連施設を中心に多様な学級・講座や各種事業を開催し、市民に学習の場を提供してきました。

しかし、関連施設・設備の老朽化が著しく、これへの対応が必要になっているほか、ますます高度化・多様化・専門化する学習ニーズに効果的に応えられるよう、生涯学習センターと公民館の学習事業等が一体となった総合的な体制整備が課題となっています。また、自立・共生・協働のまちづくりに向け、行政主導型から市民主導型の学習活動への移行が求められています。

このため、平成23年度に策定した生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進体制の充実をはじめ、関連施設の整備充実・有効活用、新たな拠点施設の整備、生涯学習社会を支える人づくりに努めるとともに、市民の学習ニーズを把握しながら、特色ある学習プログラムの体系的な整備と提供等を行い、市民主体の学習活動を促進していく必要があります。

また、市民主導型の学習活動や地域の自立を促進するため、公民館主事を地域から採用した嘱託職員とし、これまで以上に地域との一体感を高め、地域の活力を増進させることが必要です。

施策の内容

5-2-1 生涯学習推進体制の充実

本市らしい特色ある生涯学習社会の確立に向け、生涯学習推進計画に基づき、さまざまな分野で行われている学習関連事業を統合・体系化した特色ある学習プログラムの整備を行います。

目まぐるしく変化する社会環境に対応した学習活動を促進するため、生涯学習推進計画の見直しを適宜行います。

主要事業	生涯学習推進計画策定事業
------	--------------

5-2-2 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

老朽化が著しい施設は新築あるいは改築するなど、既存の生涯学習関連施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、学校等の教育施設との連携強化のもと、より効果的な学習環境の整備を進め、有効活用に努めます。

生涯学習センターについては、本市のあらゆる学習活動の拠点、情報収集・発信基地として位置づけ、学習ニーズの把握や学習情報の提供をはじめとする拠点機能の強化に努めます。

図書館（室）については、学校図書室を含めた市内図書館（室）のネットワーク化や図書の充実など、読書の振興に向けた機能の強化を図ります。

ますます高度化・多様化・専門化する学習ニーズに効果的に応えられるよう、本市の新たな生涯学習拠点施設の整備について検討し、その実現化に向けた取り組みを進めます。

主要事業	生涯学習施設整備事業
	生涯学習振興事業

5-2-3 生涯学習社会を支える人づくり

市民主体の学習活動の活発化を促進するため、社会教育団体の育成に努めるとともに、指導者の発掘・育成、派遣・登録体制の整備を図り、生涯学習社会を支える人づくりを進めます。

主要事業	生涯学習指導者養成事業
	生涯学習指導者登録・派遣推進事業

5-2-4 特色ある生涯学習事業の展開

生涯学習センターにおいては、まちづくりと結びついた全市的な事業の実施に努めます。

地域の学習拠点である公民館においては、学習ニーズに応じた各分野の講座を開設し、市民の学習活動への積極的な参加を促進するとともに、地域コミュニティの再構築に向け、家庭・学校・地域の連携を図りながら、世代間交流の促進や地域の学習資源を生かした特色ある事業の展開に努めます。

公民館主事の嘱託化により、教育行政の担うべき主催事業（学級・講座）と、地域の関係団体等との連携・協力により行う事業（共催事業）、市民主導により実施すべき地域行事等を区分し、多様化する学習ニーズへの対応と地域コミュニティの拠点施設としての公民館機能の充実を図ります。また、教育指導職員が担当の公民館を定期的に訪問し、公民館活動への指導・助言を行うとともに、各種研修事業を開催し、公民館主事の資質向上に努めます。

主要事業	生涯学習振興事業
------	----------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
公民館利用者数	人	313,907	350,000
生涯学習関連の主催・共催事業数	事業	579	600
生涯学習関連の主催・共催事業への参加者数	人	80,312	90,000
生涯学習関連の学級・講座開設数	学級・ 講座	146	200
生涯学習関連の学級・講座参加者数	人	9,212	12,000
市の生涯学習活動に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	12.6	15.0
日頃、生涯学習活動をしている市民の割合()	%	12.7	20.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

5 - 3 スポーツの振興

施策の方針

市民一人ひとりがスポーツを健康の糧として生活に取り入れられるよう、えひめ国民体育大会開催を見据えながら、生涯スポーツの環境整備を進めます。

現状と課題

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々の心身の健全な育成に必要不可欠なものであり、一人ひとりが趣味や健康の糧として生活に取り入れられるような環境づくりが必要です。近年では、自由時間の増大によるライフスタイルの変化や少子高齢化に伴い、人々のスポーツニーズは多様化する傾向にあり、個人の年齢や体力・目的に応じたスポーツを、いつでも、どこでも、いつまでも、継続できる環境づくりが求められています。

国では、平成23年度に、これまでのスポーツ振興法を改正して新たなスポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現に向け、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本市では、四国西南地域陸上競技大会や南予マラソン大会、健康マラソン大会、駅伝競走大会をはじめとするさまざまなスポーツ大会や教室を開催しているほか、スポーツ施設104施設の管理運営に努めています。また、39種目・約6,000人で構成される体育協会や30人のスポーツ推進委員、24団体からなるスポーツ少年団（平成24年度実績）がスポーツ振興のための主体的・自主的な活動を活発に展開しています。

スポーツ施設は、長年にわたり整備を進め、さまざまな種目に対応でき、スポーツの拠点としての役割を担う施設が整いました。今後は、利用者が安全・安心・快適にスポーツを楽しむことができるよう、老朽化した施設の整備や管理運営体制の充実を進めるとともに、施設の利便性を高め、利用者のニーズに応えられる施設づくりを行うことが必要です。また、これらの施設を最大限に生かし、質の高いスポーツ活動を振興するためにも、各種スポーツ団体や市民だれもがいつでも参加できる総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ組織の育成、市民のスポーツ活動をサポートする環境づくりを進め、スポーツ人口の拡大につなげていくことが必要です。

平成29年のえひめ国体では、卓球(全種別)・レスリング(全種別)・サッカー(女子)・高校野球(軟式)・バスケットボール(少年男子)の5種目を誘致しています。今後は、県及び関係団体と連携のもと、さまざまな事業等を通して市民の意識の高揚を図り、地域のスポーツ活動のさらなる活性化に取り組む必要があります。また、施設整備や競技用具の整備、種目の競技力向上、指導者・審判・ボランティアの養成や準備委員会等の設立などの体制づくりに取り組んでいく必要があります。

施策の内容

5-3-1 スポーツ施設の整備と利用促進

利用者が安全・安心・快適にスポーツを行えるよう、老朽化の状況や利用者のニーズ及び利便性を考慮しながら、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に推進するとともに、管理運営体制の充実を図り、市民の利用を促進します。

主要事業	体育施設管理運営事業
------	------------

5-3-2 スポーツ団体の育成

スポーツ振興の中核を担う体育協会やスポーツ推進委員、スポーツ少年団などのスポーツ組織の育成に努めます。

市民だれもがいつでも個人の技能レベルに応じて参加できるスポーツクラブとして、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。

主要事業	スポーツ団体育成支援補助事業
	スポーツ団体連携・育成等支援事業
	総合型地域スポーツクラブ普及支援事業

5-3-3 スポーツ活動をサポートする環境づくり

多様化するスポーツニーズに対応できるよう、全国体育協会公認スポーツ指導者やスポーツ推進委員などの指導者の育成・養成、協力体制の整備に努めます。

各種競技スポーツの普及・育成やだれもが気軽に参加できるニュースポーツ、地域の特色を生かしたスポーツの振興に向け、体育協会やスポーツ推進委員等と連携し、各種スポーツ大会、スポーツ教室等の充実を図り、市民の参加促進に努めます。

主要事業	各種スポーツ事業
	スポーツ推進委員会事業
	レクリエーション・ニュースポーツ体験活動事業
	競技力向上振興事業
	指導者育成事業

5-3-4 えひめ国民体育大会開催へ向けた取り組み

開催される競技の誘致及び地域スポーツ活動の活性化に連動する競技力・指導力の向上に努めます。

国体開催に向けた組織（準備委員会等）編成を行い、競技会運営に必要な準備及び計画・調査（輸送交通・広報・ボランティア養成・競技用具整備・競技会場整備・宿泊・大会経費・先催県視察・医事衛生・式典・歓迎装飾・各種役員編成・企業協賛・警備消防等）を進めていきます。

主要事業	国民体育大会リハーサル大会
	国民体育大会デモンストレーションスポーツ
	国民体育大会本大会
	全国障害者スポーツ大会

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
市営スポーツ施設の利用者数	人	620,000	630,000
市体育協会加盟団体数	団体	40	45
市体育協会登録者数	人	6,000	9,000
市スポーツ少年団登録単位団数	団	26	30
全国体育協会公認スポーツ指導者登録者数	人	92	130
主な全国大会の市民選手・監督出場者数(国体含む)	人	106	170
国民体育大会の市民選手・監督出場者数	人	37	70
市主催スポーツ大会・教室等の参加者数	人	13,600	14,000
市のスポーツ振興に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	16.8	20.0
定期的(週1回以上)にスポーツ活動をしている市民の割合()	%	23.1	28.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

5 - 4 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用

施策の方針

より多くの市民が文化芸術に身近にふれ、個性豊かで創造的な市民活動を行えるよう、市民主体の文化芸術活動を促進する環境整備を進めながら、歴史文化の薫り高いまちづくりを一層進めるため、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、コミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらすものであり、人々の生活に欠かせない重要な要素です。

本市においても、市民が文化芸術にふれ、個性を発揮し創作活動に関わることによって、個人が元気になるだけでなく、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力を生み出すため、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境づくりに努めています。

また、文化協会をはじめとする文化芸術団体が自主的な活動を展開していますが、参加者の高齢化や後継者不足、子どもが文化芸術を鑑賞する機会の不足といった状況もみられ、今後一層、支援体制の充実を図り、青少年から高齢者の世代まで、より多くの市民が身近にかつ気軽に活動に参加できる環境の整備を進めていく必要があります。

一方、人々の価値観の多様化に伴い、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさが求められ、地域の伝統文化が見直される傾向にあります。

本市は、西国の伊達領として栄えた歴史を持つ歴史ロマンのまちであり、国の重要文化財に指定されている宇和島城天守をはじめ、有形・無形の文化財が数多く存在し、国・県・市の指定文化財が合計で164件にのぼるほか、中世の城郭跡を中心に埋蔵文化財の包蔵地が市内全域にわたって228か所点在しています。

現在まで、これら文化財の保存・活用や埋蔵文化財の発掘調査を進めてきましたが、生活様式の変化や市街化の進行、市民の価値観の変化、後継者不足などにより、文化財は消失の危機にさらされています。

貴重な文化財を後世に残していくためには、積極的な保存の取り組みが必要であり、今後は、宇和島城をはじめ、遊子水荷浦の段畑や岩松の町並みなどの保存整備を進めるとともに、埋蔵文化財の発掘調査を進めていく必要があります。

また、本市には伊達博物館、宇和島城天守・城山郷土館、歴史資料館、吉田ふれあい国安の郷など、歴史文化にふれあえる施設があります。

これらの施設は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、歴史文化や風土を内外に発信するものとして重要な役割を担っていることから、今後とも情報発信や内容充実等を進め、有効活用を図っていく必要があります。

施策の内容

5-4-1 文化芸術にふれる機会の充実

文化講演会やミュージカルをはじめ、魅力ある文化事業を企画・開催し、多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めるほか、文化芸術に関する情報提供や他地域との文化交流の機会の提供に努めます。

主要事業	文化芸術振興事業
------	----------

5-4-2 文化芸術団体の育成

文化協会をはじめ各種文化芸術団体の育成、指導者・後継者の育成・確保を図るとともに、市民による文化祭や自主的な展示会、発表会の開催を支援し、活動成果を発表する機会の充実に努めます。

主要事業	文化芸術団体育成事業
------	------------

5-4-3 文化施設の整備充実

既存の文化施設の整備充実及び老朽化対策を計画的に推進するとともに、高度化・多様化する市民ニーズに対応し、総合博物館などの新たな文化施設の整備について検討します。

主要事業	文化施設整備・管理事業
------	-------------

5-4-4 文化財の保存・整備・活用[重点プログラム]

宇和島城については、石垣の修復や天守の改修など、保存整備を引き続き計画的に推進します。また、関連部局相互の連携のもと、景観形成等と一体となった遊子水荷浦の段畑の保存・管理・活用、津島地区岩松の伝統的な町並みの保存整備を推進します。

その他指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、埋蔵文化財についても市民の理解と協力を得ながら調査及び保存・活用を進めます。

無形文化財や伝統行事、祭りなどについても、保存団体や後継者の育成・支援等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。

郷土の文化財に関する説明会や講座・教室の開催、啓発活動の推進等により、市民の歴史文化に対する理解と文化財愛護意識の高揚に努めます。

主要事業	文化財保護事業
------	---------

5-4-5 歴史文化施設の活用

伊達博物館や宇和島城天守等の歴史文化施設について、内外への情報発信を積極的に行うとともに、展示資料の充実や魅力ある事業の展開を図り、利用の拡大に努めます。

主要事業	歴史文化施設管理運営事業
------	--------------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
文化団体登録人数	人	3,559	3,700
市民文化祭参加者数	人	12,299	13,000
現地説明会、歴史講座への参加者数	人	664	700
宇和島城・歴史資料館・伊達博物館・国安の郷の入館者数	人	54,125	56,000
市の芸術・文化振興に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	18.0	20.0
日頃、芸術・文化活動に参加している市民の割合()	%	12.8	13.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

5 - 5 青少年の健全育成

施策の方針

青少年が新時代の本市の担い手として心身ともに健全に育成されるよう、全市的な体制整備のもと、各種の健全育成活動を積極的に推進します。

現状と課題

社会・経済情勢が急速に変化する中、全国的に青少年をめぐるさまざまな問題が表面化しており、特にいじめや不登校の増加、非行の低年齢化・凶悪化、ささいなことで激高する子どもや引きこもりの増加などが大きな社会問題となっています。

本市では、公民館、愛護会、PTA、青少年育成団体などを中心に、子ども会、青年団などの地域における自主的な活動の支援に取り組んでいるほか、少年センターが中心となり、補導活動をはじめ、非行の防止や環境浄化に向けた活動を行っています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化、高度情報化が一層進み、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが予想されることから、青少年がさまざまな体験活動や交流活動等を通じて豊かな人間性を育み、本市の担い手として健全に成長するよう、全市的な健全育成体制の整備のもと、一層積極的な取り組みを進めていく必要があります。

施策の内容

5-5-1 青少年健全育成体制の整備

各種の健全育成活動を総合的かつ効果的に推進するため、少年センターや青少年育成協議会をはじめとする関係機関・団体、家庭、地域、学校、行政等で市民会議を組織し、全市的な健全育成体制の整備を図ります。

主要事業	青少年健全育成振興事業
------	-------------

5-5-2 少年センター事業の充実

補導活動「愛の一声」運動を全市的な活動に広げるとともに、非行の防止や有害環境の浄化に向けた活動を推進します。

主要事業	「愛の一声」運動推進事業
------	--------------

5-5-3 家庭・地域の教育力の向上[重点プログラム]

新時代を拓き生き抜く青少年を育成するため、引き続き生活の核となる家庭に目を向け、関連部局相互の連携のもと、子どもの成長過程に応じた家庭教育に関する講座・教室の開催や子育てサークル等の自主グループの育成・支援を図るとともに、放課後や土曜日などの居場所づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

主要事業	家庭教育総合支援事業
------	------------

5-5-4 豊かな人間性を育む地域活動の促進[重点プログラム]

青少年の豊かな人間性を育むため、関係団体等との連携のもと、地域資源や地域の人材を活用し、体験活動や世代間交流活動、ボランティア活動等の地域活動を促進します。

主要事業	青少年活動振興事業
------	-----------

5-5-5 青少年団体の育成

地域ぐるみで青少年の健全育成を進めるため、引き続き愛護会などの青少年関係団体の活動を支援します。

主要事業	青少年団体育成事業
------	-----------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
補導員数	人	152	180
家庭教育講座開設数	講座	36	60
家庭教育講座参加者数	人	2,530	3,000
青少年が参加した地域活動の事業数	事業	62	80
地域活動への青少年の参加者数	人	17,219	20,000
市の青少年の健全育成に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	8.7	10.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

5 - 6 国際化・地域間交流の推進

施策の方針

国際化の進展、交流の時代に対応した人づくり、地域づくりに向け、人材の育成や多様な交流活動の展開、開かれたまちづくりに努めます。

現状と課題

情報化や交通手段の発達等を背景に、世界各国間・地域間の距離は急速に縮まり、人・物・情報の交流がますます活発化しています。自治体においても、こうした交流の時代に対応した人づくり、地域づくりが求められています。

愛媛県では、アジア・太平洋地域との交流の展開をはじめ、相互理解と共生の精神に基づく、世界に開かれ、世界と共に生きる愛媛の創造に向けた取り組みが進められています。

本市では、学校教育において、ALT（外国語指導助手）の活用による外国語教育の充実や小中学生の海外派遣研修の推進等を通じ、国際感覚あふれる人材の育成に努めているほか、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市や中国浙江省象山区との国際交流、長野県千曲市、宮城県仙台市、宮城県大崎市との地域間交流を行っています。

こうした国内外の地域や人々との交流は、多くの分野で市の活性化を促すことが期待されることから、これらの取り組みの充実を図りながら、国際感覚あふれる人材の育成や市民主体の多様な交流活動の促進、さらには外国人が住みやすく訪れやすい、世界に開かれ、世界と共に生きるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の内容

5-6-1 国際感覚あふれる人材の育成

学校教育における外国語教育の充実や小中学生の海外への派遣研修の推進、生涯学習における外国語講座の開催を図り、国際感覚あふれる人材の育成に努めます。

主要事業	国際理解教育事業
	小中学生海外派遣研修事業
	生涯学習振興事業

5-6-2 国際交流の推進

アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市との姉妹都市交流、中国浙江省象山県との友好交流の継続と内容充実に努めます。

市内に住む外国人との交流機会の提供を図り、身近な国際交流活動を促進します。

市民主体の国際交流活動の促進に向け、活動の中心となる国際交流団体、リーダーの育成を図ります。

主要事業	国際交流事業
------	--------

5-6-3 国際化に対応した環境整備

市内に住む外国人や訪れる外国人が生活しやすく行動しやすい、世界に開かれ、世界と共に生きるまちづくりに向け、案内板・刊行物等の外国語併記、市役所窓口をはじめ各公共施設における外国人への対応の充実等に努めます。

主要事業	案内板・刊行物等外国語併記事業
------	-----------------

5-6-4 地域間交流の推進

長野県千曲市、宮城県仙台市、宮城県大崎市、北海道石狩郡当別町との姉妹都市交流の継続と内容充実、市民レベルでの交流の促進に努めるほか、本市の特性や豊富な資源を有効に活用し、他の自治体等との交流活動の展開に努めます。

主要事業	姉妹都市事業
------	--------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
姉妹都市児童交流事業参加者数	人	40	40
日韓友好交流事業参加者数	人	40	40
日中交流事業参加者数	人	6	6
市の国内外との交流活動に満足している市民の割合()	%	13.7	15.0
国内外の地域や居住外国人との交流活動をしている市民の割合()	%	6.6	10.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

第6章 市民と共に歩むうわじま

6 - 1 人権尊重社会の確立

施策の方針

すべての人がお互いの人権を尊重し共に生きる社会づくりに向け、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

現状と課題

お互いの人権を認め合い、尊重し合う共生社会の実現のためには、人権尊重の理念を知識としてだけでなく意識として高めていくとともに、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

本市では、人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例等に基づき、人権教育協議会などの関係団体等との連携のもと、同和教育を中核とした人権教育・啓発を積極的に推進してきました。

しかし、地域社会には、いまだにさまざまな人権問題が存在しています。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな動向や非合理で因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などがあげられます。また、国際化・情報化・高齢化等の社会の急激な変化も人権に関わる問題を複雑化させる要因です。

さらに、自分自身に自信や誇りを持つことができなかつたり、他者を受け入れきれずに望ましい人間関係を十分に築くことができなかつたりする人が増えています。

こうした現状を踏まえ、これからは、すべての人に自他の人権を尊重しようとする主体的な態度や行動力を育むことを目指すとともに、自己理解や他者理解を深めさせ、違いを個性として受け止めることのできる感覚を養うことが求められています。

そのためには、成長・発達の可能性を持った子どもと向き合う就学前

教育から学校教育の段階で、基盤となる人権意識を培う必要があります。そして、その段階で培った資質をより定着させるために、家庭や地域、職場等においても、人権意識の高揚を目指した取り組みを充実させることが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みを十分に踏まえ、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの課題として主体的に取り組み、人権尊重の精神を日常生活に生かすことができるよう、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進していくことが必要です。

施策の内容

6-1-1 人権教育・啓発推進体制の整備

本市の実情に即した取り組みを総合的に進めるため、人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例に基づき、市の基本計画の策定を図ります。

市民と行政が一体となった人権教育・啓発を推進するため、人権教育協議会の活動支援、関連団体のネットワーク化を促進するとともに、人権教育指導者の育成、人権行政の担い手としての市職員の資質向上に努めます。

主要事業	人権教育推進体制整備事業
------	--------------

6-1-2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

幼児から高齢者まで、市民一人ひとりの人権意識を一層高めていくため、これまでの取り組みを踏まえて内容・方法等の充実を図りながら、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

主要事業	市民啓発推進事業
	人権教育推進事業

6-1-3 同和地区内の学習活動等の促進

周辺地域との交流活動を促進するとともに、子ども会・識字学級等の活動を支援するなど、同和地区内における学習活動等の促進に努めます。

主要事業	人権教育推進事業
------	----------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
人権問題講演会の参加者数	人	2,736	3,000
人権問題講演会の開催回数	回	6	8
人権相談の開催回数	回	25	25
広報等による啓発回数	回	33	36
指導者研修会の開催回数	回	23	35
市の人権教育・啓発に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	15.5	32.0
地域・職場での人権教育・啓発活動などに参加している市民の割合()	%	16.9	34.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

6 - 2 男女共同参画社会の形成

施策の方針

すべての人々が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会を実現させるために、社会のあらゆる分野において男女共同参画が促進されるよう施策の推進を図っていきます。

現状と課題

男性も女性も、すべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が求められています。

国では、平成22年度に、男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえ、男性や子どもにとっての男女共同参画、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援をはじめとする重点分野を新たに設定した第3次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成を一層加速することとしています。

本市では、男女共同参画社会の早期の実現を目指し、平成18年度に男女共同参画推進条例を施行するとともに、平成19年度に男女共同参画基本計画を策定し、意識改革の推進や政策・方針決定過程への男女共同参画の促進をはじめとする各種施策を推進し、男女共同参画社会の形成に一定の成果を上げてきました。

また、平成24年度には、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、さらなる施策の充実を図るため、第2次男女共同参画基本計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に関する施策の推進を図っていく必要があります。

施策の内容

6-2-1 男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、情報提供の充実や学習・研修機会の提供など多彩な事業の展開を通じて意識改革を進め、市、市民、事業者、県及び国による協働体制を構築します。

主要事業	男女共同参画推進本部事業
------	--------------

6-2-2 男女共同参画社会の形成の促進

第2次男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画が促進されるよう、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進や企業等における男女の均等な機会と待遇の確保、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みをはじめ、各種施策の推進を図ります。

主要事業	男女共同参画推進事業
------	------------

成果指標

指 標 名	単位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
審議会等委員への女性の登用率	%	18.2	35.0
男女共同参画講演会の参加者数	人	450	700
市の男女共同参画の推進に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	12.0	18.0

注) () の市民の割合(実績)は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

6 - 3 コミュニティの育成

施策の方針

新たな時代の住民自治に基づく個性豊かで自立した地域づくり、支え合い助け合う地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化に向けた環境整備を進めます。

現状と課題

都市化の進展や価値観の多様化等により、全国的に地域間・住民間の連帯意識が薄れ、コミュニティ機能の低下が進んでおり、高齢者等の孤立死や所在不明問題、限界集落の増加が社会問題になっています。

しかし、近年、地域における身近な福祉や子育て・教育、防犯対策などの必要性が高まっているほか、東日本大震災の発生等を背景に、地域における自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が一層注目され、共に助け合い支え合いながら自らの地域を自らつくっていくことの重要性が再認識されるようになってきており、コミュニティの再生と創造が大きな課題となっています。

本市では、自治会への加入促進、活動拠点である集会施設等の整備・改修への支援等を通じてコミュニティ機能の向上に努めていますが、少子高齢化や過疎化の進行等を背景に、全体的に活動への参加者数が減少しているほか、その活動内容に満足している人も少ないのが現状です。特に、将来のコミュニティを支える若者の参加率の低さが懸念されています。

このため、今後は、「新しい公共」の形成を見据えた自治会、NPO、ボランティア団体等の連携も含め、本市におけるコミュニティのあり方について検討しながら、コミュニティの再生と創造に向けた環境整備を総合的に進めていく必要があります。

施策の内容

6-3-1 コミュニティ活動の活性化支援

広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、市民のコミュニティ意識の高揚や自治会への加入促進、リーダーとなる人材の育成を図ります。

地域性を生かした特色あるコミュニティ活動に対する支援を引き続き行うほか、新たなコミュニティ単位の設定・育成や地域住民自らの手による地域計画づくりへの支援など、コミュニティ活動の活性化をサポートする施策について検討・推進します。

自治会、NPO、ボランティア団体等が連携して進める新たなコミュニティ活動の展開をサポートする施策について検討・推進します。

主要事業	コミュニティ人材育成事業
	コミュニティ活動促進事業

6-3-2 コミュニティ施設の整備充実

活動拠点となる集会施設等の整備及び改修を支援するとともに、これらの施設をはじめ、身近な公園、広場などの地域住民による自主管理・運営を促進します。

主要事業	コミュニティ施設整備事業
------	--------------

成果指標

指標名	単位	平成23年度 (実績)	平成29年度 (目標)
自治会への加入率	%	83.7	84.0
地域のコミュニティ活動に満足している市民の割合()	%	31.3	40.0
日頃、コミュニティ活動に参加している市民の割合()	%	50.6	64.0

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

6 - 4 市民と行政との協働体制の確立

施策の方針

市民と行政とが力を合わせた協働のまちづくり、「新しい公共」の形成に向け、総合的な指針づくりのもと、新たなまちづくりの仕組みとして、市民と行政との協働体制の確立を進めます。

現状と課題

厳しい財政状況が続く中で、多様化する住民ニーズに対応し、自立した自治体を創造・経営していくためには、住民一人ひとりのまちづくりへの参画と協働、住民団体やNPO、企業等の多様な主体が共に担う「新しい公共」の形成が必要不可欠であり、そのためには、住民と行政との情報・意識の共有化を進めながら、多様な住民参画・協働の仕組みを構築していくことが必要です。

本市では、広報紙やホームページによる広報活動のほか、パブリックコメント（ホームページ等を活用した住民意見の募集）、意見箱（みなさんの声）の設置などの広聴活動を行い、さらには情報公開条例制定のもと情報公開を推進し、市民の声を反映させたまちづくりに取り組んできました。

しかし、本市を取り巻く状況は、地方産業・経済をめぐる環境の深刻化、少子高齢化や人口減少の急速な進行など大きく変化しています。このような中、本市の財政は依然として厳しい状況にあり、多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に対し、すべてを市において対応することは現実的に困難になってきています。

このため、市民参画・協働に関する指針づくりのもと、広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進に努めるとともに、多様な分野で市民及び民間の参画・協働を促進し、さらには、新たなまちづくりの担い手として、NPO等の育成・支援に努め、市民と行政との協働体制を確立していく必要があります。

施策の内容

6-4-1 協働のまちづくり推進体制の整備

協働のまちづくり、「新しい公共」の形成を総合的に推進するため、その指針となる自治基本条例の制定について検討・推進します。

主要事業	自治基本条例制定事業
------	------------

6-4-2 市民と行政との情報・意識の共有化

広報紙やホームページの内容充実など広報活動の充実を図るとともに、タウンミーティングの開催をはじめとする広聴活動の一層の充実を図ります。

文書管理体制の充実のもと、個人情報の保護に留意しながら円滑な情報公開を推進します。

生涯学習における講座・教室の開催等を通じ、本市のまちづくりに関する学習機会の提供を図ります。

主要事業	広報事業
	広聴事業
	文書管理事業

6-4-3 多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進

審議会・委員会の委員の一般公募やワークショップ、パブリックコメントの実施など、各種行政計画の策定・評価への市民参画・協働体制の充実を図り、政策形成過程からその評価・見直しまで、市民の参画・協働を促進します。

文化行事やイベント、祭りの企画・運営等への市民の参画・協働を促進します。

主要事業	市民参画推進事業
------	----------

6-4-4 まちづくりの担い手の育成と活動の支援

まちづくりの担い手として、既存の各種市民団体の育成・支援に努めるほか、新たなボランティア団体やNPO等の組織化を支援します。

「新しい公共」の形成に向け、関係機関との連携のもと、NPO等が行政等との協働により地域の諸課題の解決に取り組む具体的な活動を支援します。

主要事業	市民公益活動育成事業
------	------------

成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
ホームページアクセス件数	件/日	1,159	1,800
市の広報・広聴活動に関する取り組みに満足している市民の割合()	%	34.6	50.0
市の住民参画に関する取り組みについて満足している市民の割合()	%	14.6	25.0
市内NPO法人数	団体	16	30

注) ()の市民の割合(実績)は、平成24年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

6 - 5 自立した公共経営の推進

施策の方針

地方分権時代にふさわしい自立した公共経営を推進するため、行政改革大綱や財政計画等に基づき、行財政改革を継続的に推進します。

現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、今後、自治体には、自らの判断と責任により、あらゆる面で自立したまちづくりを進めていくことができる行財政能力が一層強く求められます。

本市では、平成17年8月の合併以降、部・課等の統廃合や職員定数の削減による組織のスリム化、歳出全般の見直しによる経費の節減をはじめ、行財政改革に積極的に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、本市の財政状況は、各種社会保障関連経費が増大する一方で、歳入の柱である市税は減収傾向にあり、合併に伴う地方交付税などの優遇措置も段階的に縮減していくことから、今後も厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

また、少子高齢化の急速な進行や安全・安心への意識の一層の高まり、情報化・国際化の進展をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、行政ニーズはさらに増大・多様化していくことが見込まれます。

このような状況の中で、今後、本市に限られた経営資源を有効に活用しながら、自立したまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくためには、行財政全般について常に点検・評価し、これまでの取り組みを踏まえた改革を一層推進していく必要があります。

このため、行政改革大綱や財政計画等の指針に基づき、財政運営の健全化や効率的な行政運営の推進、組織体制の充実、さらには市民満足度の高い窓口サービスの推進など、スリムで効率的な市役所の実現と市民の視点で市民と進める公共経営に向けた行財政改革を継続的に推進していくことが必要です。

施策の内容

6-5-1 財政運営の健全化

中長期的視点に立ち、財政状況を分析・公表しながら財源配分の重点化を図り、健全な財政運営を推進します。

公平性及び歳入の確保の視点から、市税等の適正な賦課・徴収、滞納額の縮減を図るとともに、使用料・手数料等の適正化、市有財産の有効活用、新規歳入の検討等を行い、自主財源の拡充に努めます。

補助金や公共工事の見直しを図るほか、事務事業の合理化、債務整理の推進などにより歳出の抑制を図ります。

従来 of 年功序列型の給与体系から脱却し、個々の能力や実績に応じた給与の適正化を図るため、勤務実績評価制度を確立します。

主要事業	財政健全化事業
	市税賦課事業
	租税啓発事業
	納期内納付推進事業
	市税等収納事業
	職員給与適正化事業
	財産台帳整備作業
	普通財産貸付・売払い
	有料広告事業

6-5-2 効率的な行政運営の推進

事務事業について、その必要性や行政関与のあり方を点検の上、再編・整理等の見直しを継続的に進めます。また、実施事業の適正な選択と集中により効果的な財源配分を図るとともに、事務処理方法の改善を検討の上、効率的な執行に努めます。

主要事業	事務事業の再編・整理事務
	アウトソーシングの推進事務
	公共施設の見直し事務
	職員提案制度
	総合計画進捗管理事業

6-5-3 組織体制の充実

組織・機構のスリム化を進めていくとともに、定員管理適正化計画に基づく職員数の抑制、人材育成基本方針に基づく職員の意識改革と能力開発を進め、地方分権時代にふさわしい組織体制の確立を図ります。

主要事業	組織・機構の再編事務
	定員適正化事業
	人材育成事業

6-5-4 窓口サービスの充実

市民満足度の向上に向け、市民の視点に立った窓口業務の集中化・効率化を図るとともに、市民サービスセンターの円滑な運営に努めます。

主要事業	戸籍住民基本台帳事業
	窓口業務体制改善事業
	市民サービスセンター運営事業

6-5-5 広域行政の推進

多様化・高度化・広域化した市民ニーズに効果的、効率的に応えるため、道州制の動向も考慮しながら、宇和島圏域をはじめ周辺市町との連携を強化し、広域行政を推進します。

主要事業	都市間連携体制の充実強化
	共同事業の推進

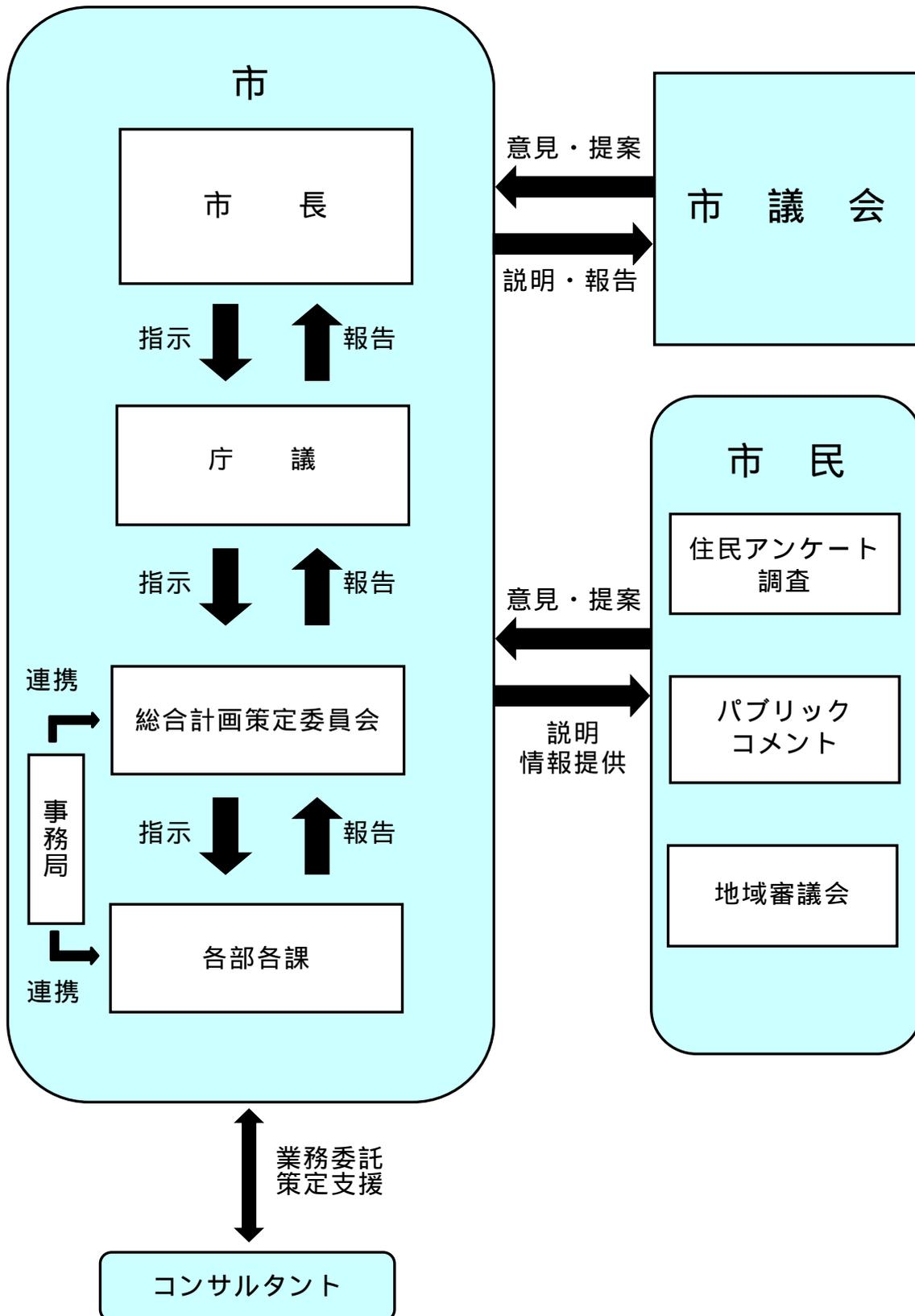
成果指標

指 標 名	単 位	平成 23 年度 (実績)	平成 29 年度 (目標)
納税義務者のうち口座振替を利用している市民の割合	%	36.5	50.0
職員数（普通会計）	人	690	590
市の行政改革に関する進捗状況について満足している市民の割合（ ）	%	9.6	30.0
市職員の対応に満足している市民の割合（ ）	%	41.7	50.0

注）（ ）の市民の割合（実績）は、平成 24 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

資料

第一次宇和島市総合計画後期基本計画策定体系図



第一次宇和島市総合計画後期基本計画策定経過

実施時期		主な内容
H23	9	前期基本計画達成状況調査（庁内評価）
H24	6	宇和島市総合計画策定委員会設置要綱制定 宇和島市議会全員議員協議会（策定方針等の説明） 第1回策定委員会開催（策定手順、スケジュールについて協議） 住民アンケート調査の実施
	8	宇和島・吉田・三間・津島地域審議会（策定方針等の説明）
	9	後期基本計画（原案）作成
	11	後期基本計画（素案）作成 宇和島市議会全員議員協議会（素案の説明） 第2回策定委員会開催（素案について協議）
	12	パブリックコメントの実施（素案に対する意見募集） （12/7～12/25、本庁・各支所・ホームページ）
	H25	1
2		第3回策定委員会開催（計画案の策定）
3		庁議（計画案の確認）